

第1号議案

赤穂市都市計画マスタープラン

(赤穂市の都市計画に関する基本的な方針)

(素案)

2023年(令和5年)1月

赤穂市

— 目次 —

第1章 赤穂市都市計画マスタープランについて	1
1-1 都市計画マスタープランの策定に際して.....	1
1 計画の目的	1
2 目標年次	2
3 計画の対象区域	2
4 計画の構成	3
1-2 都市計画マスタープラン見直しの背景.....	4
第2章 赤穂市の現状と課題	5
2-1 赤穂市の概況	5
1 位置	5
2 自然	6
3 沿革	7
4 人口	8
5 産業	12
6 観光	16
7 災害	17
8 土地利用	18
9 交通	21
10 都市計画	23
2-2 住民意向の把握	29
2-3 上位計画の整理	31
1 県の上位計画	31
2 市の上位計画	33
2-4 都市づくりの課題	38
第3章 目指すべき都市像	40
3-1 赤穂市の将来像	40
1 将来の都市像	40
2 将来の都市構造	42
3-2 都市づくりのフレーム	45
1 将来人口の設定	45
2 区域区分の設定	46
3-3 都市づくりの目標	47
第4章 分野別の整備方針	50
4-1 土地利用の方針	51
4-2 交通ネットワークの方針	56
4-3 水とみどりの方針	59
4-4 生活環境の方針	62
4-5 景観形成の方針	64
4-6 市街地整備の方針	68
4-7 防災の方針	70

第5章 地域別構想	73
------------------	-----------

5-1 赤穂地区.....	74
5-2 城西地区.....	79
5-3 塩屋地区.....	84
5-4 西部地区.....	89
5-5 尾崎地区.....	94
5-6 御崎地区.....	99
5-7 坂越地区.....	104
5-8 高雄地区.....	109
5-9 有年地区.....	114

第6章 実現化の方策	119
-------------------	------------

6-1 実現化に向けた都市づくりの進め方.....	119
6-2 実現化に向けた取組.....	119
1 まちづくり関連手法の活用.....	119
2 民間活力の有効活用.....	119
3 財源の確保.....	119
6-3 マスタープランの見直し.....	120

第1章 赤穂市都市計画マスタープランについて

1-1 都市計画マスタープランの策定に際して

1 計画の目的

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、「2030赤穂市総合計画」や「西播磨地域都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」に即して、本市における都市づくりの目標や将来の都市像を示すとともに、整備課題に応じた都市計画の方針を定めるもので、都市計画法に基づき本市が定める土地利用規制や各種施策計画の決定や変更の指針となるものです。

■都市計画法(抜粋)

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

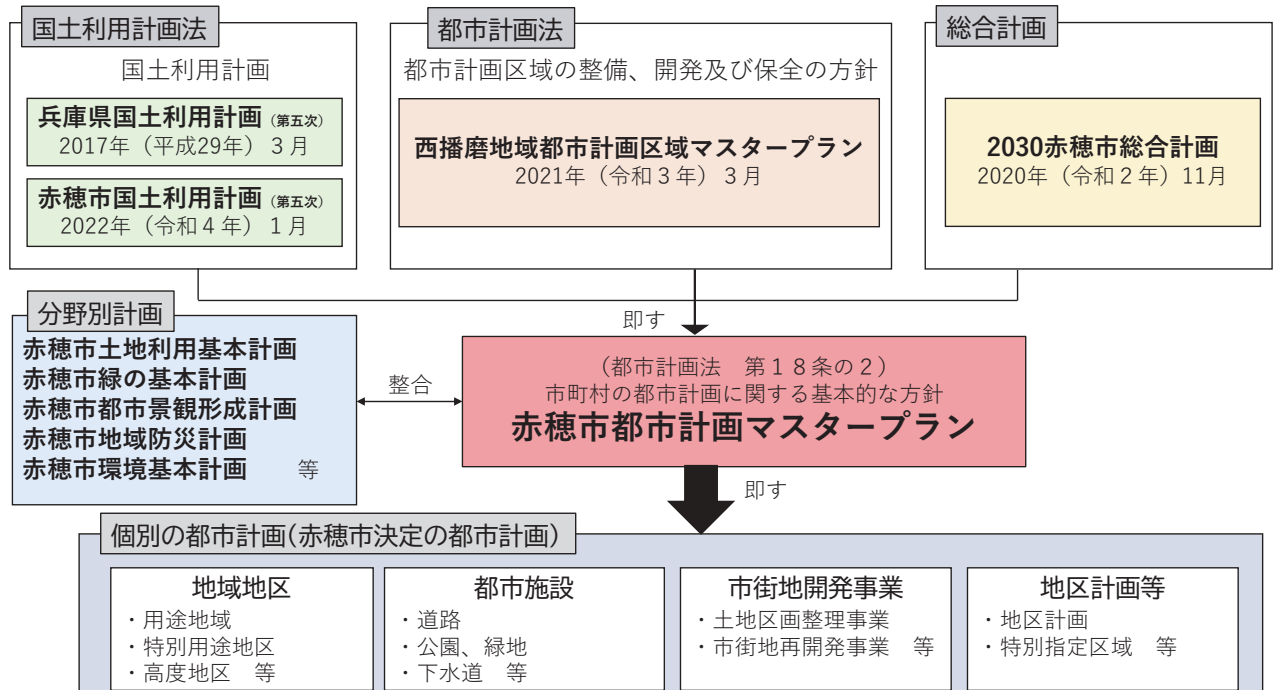
第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

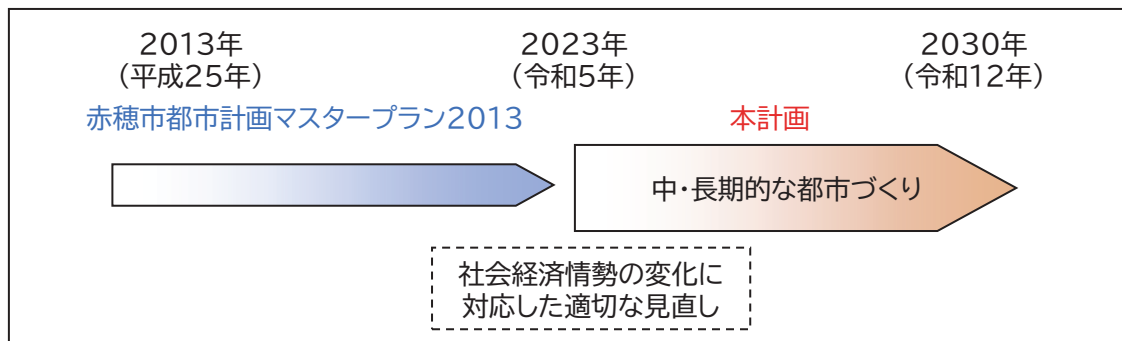
■赤穂市都市計画マスタープランの位置づけ



2 目標年次

本計画の目標年次は、おおむね10年後の2030年度（令和12年度）とします。

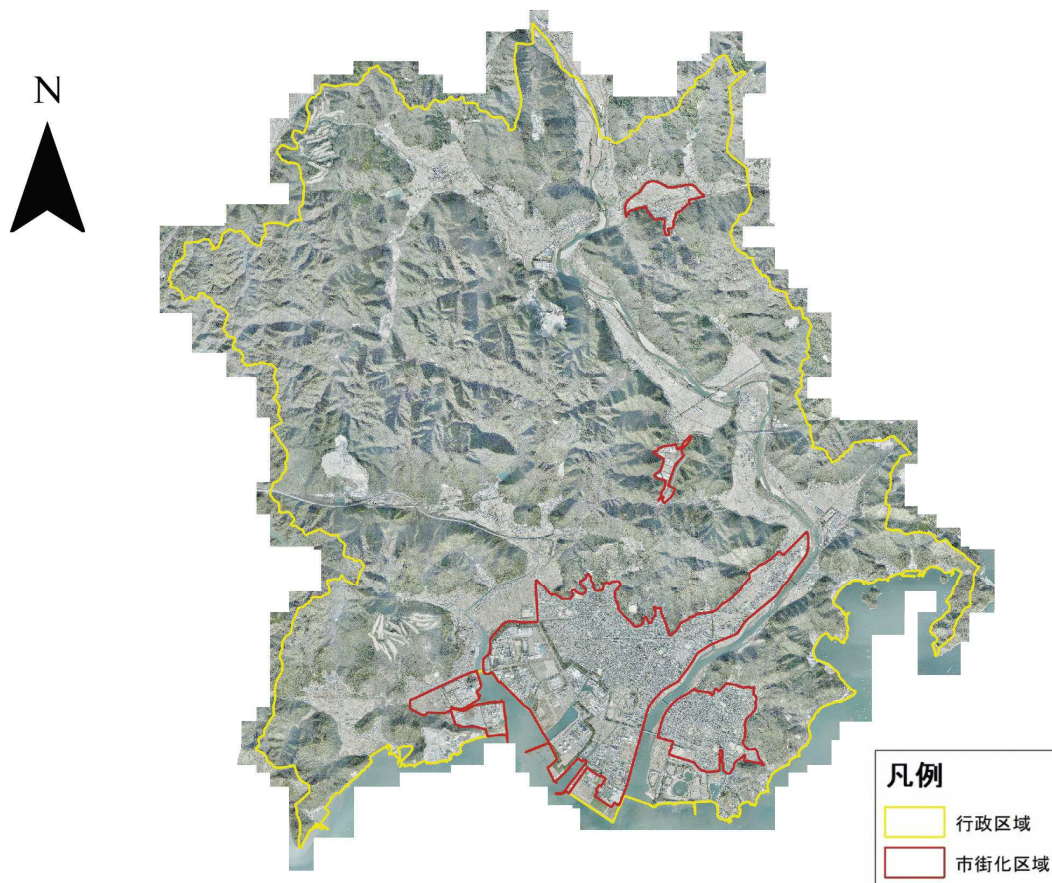
■計画の期間



3 計画の対象区域

計画の対象区域は、赤穂市全域（12,685ha）とします。

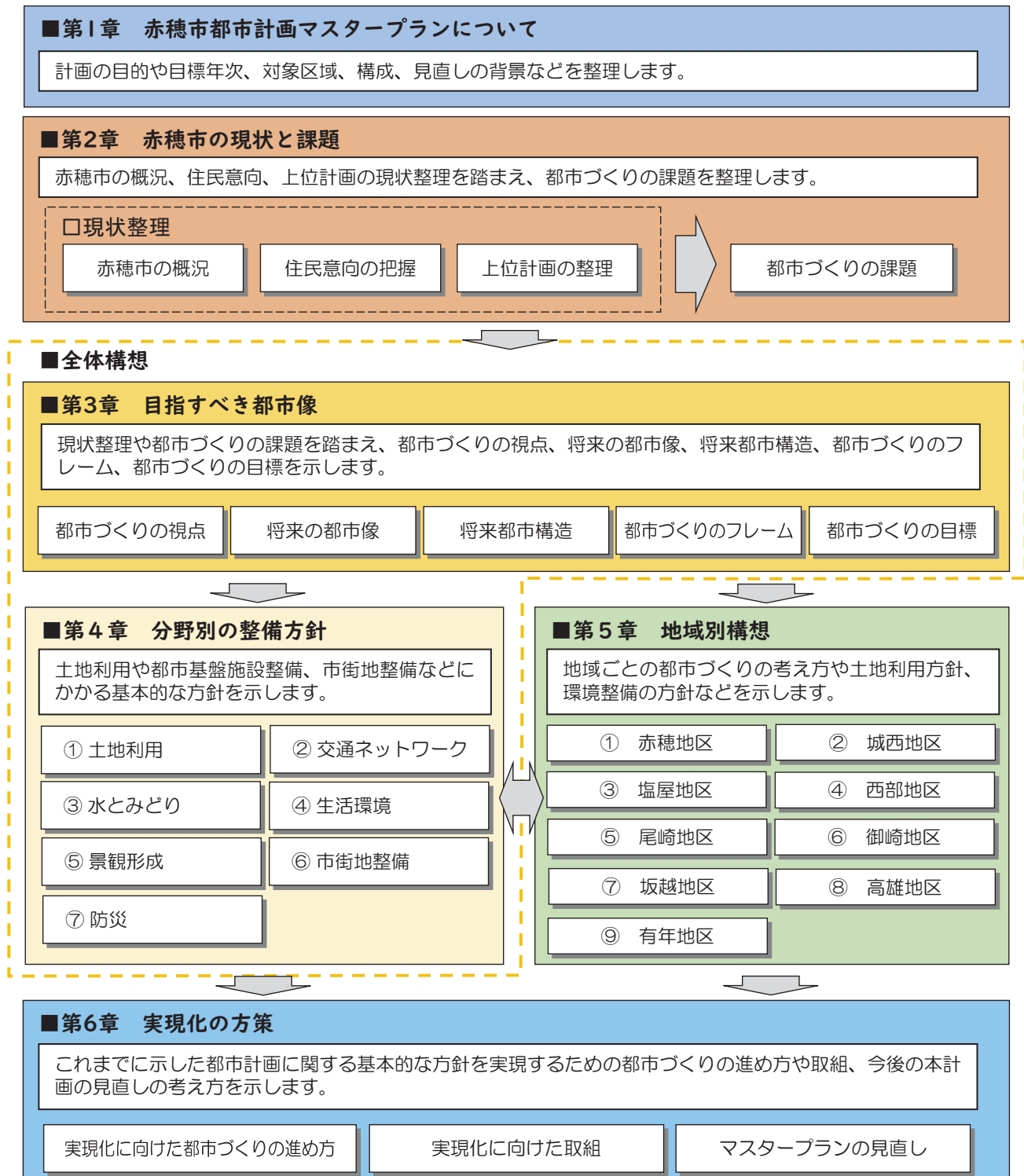
■対象範囲



4 計画の構成

本計画は「全体構想」と「地域別構想」を主な内容として構成します。全体構想では、市域全体の都市づくりの目標および土地利用や都市基盤施設整備、市街地整備などにかかる基本的な方針を示します。地域別構想では、地域ごとの都市づくりの考え方や土地利用方針、環境整備の方針などを示します。実現化の方策では、目指すべき都市像を実現するための基本的な考え方や推進体制、推進方策、今後の課題などを整理します。

■計画の構成と策定の流れ



1-2 都市計画マスタープラン見直しの背景

本計画は、当初1997年（平成9年）5月に策定され、その後2013年（平成25年）3月に、上位計画である赤穂市総合計画をはじめ国土利用計画（第四次）の策定、西播磨地域都市計画区域マスタープランの改定に合わせて新たに策定されました。

前回の見直しから約10年が経過し、その間に上位計画である2030赤穂市総合計画および西播磨地域都市計画区域マスタープランの改定などが行われたことや、下記に示す社会情勢の変化に伴う新たな都市計画制度へ対応する必要があることから、現計画の見直しを行います。

①社会情勢の変化への対応

市民の価値観やニーズの多様化、高度化やゆとりある私生活と仕事とを両立できるワーク・ライフ・バランスの実現も念頭に置きながら、社会情勢の変化に対応する必要があります。

■社会情勢の変化

- 人口減少・少子高齢化社会の進展
- 労働人口の減少
- 頻発・激甚化する自然災害
- 環境問題への意識の高まり（再生可能エネルギーの活用や省エネルギー、脱炭素社会の実現など）
- 公共施設（インフラ）の老朽化と更新時期の集中
- 空き家・空き地などの未利用地の増加（都市のスポンジ化・低密度化）
- グローバル化の進展（生産拠点の海外移転など）
- 高度情報技術の進展（IoTやAIなど）
- 生活様式の変化（テレワークの増加など）
- 価値観やニーズの多様化・高度化とワーク・ライフ・バランス

②新たな都市計画制度への対応

上記の社会情勢の変化へ対応するため、商業、医療、福祉などの生活機能の確保と公共交通機関の連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク」の形成や、未利用地や空き家への対応など、新たな都市計画制度を踏まえた対応が必要です。

■新たな都市計画制度

- コンパクト・プラス・ネットワークの形成の推進
 - ・立地適正化計画制度（都市再生特別措置法）など
- 都市のスポンジ化対策
 - ・空き家対策（空家対策の推進に関する特別措置法）など
- 人口減少下における適切な国土管理のあり方の検討
 - ・国土管理構想の公表（国土交通省）など
- 頻発・激甚化する自然災害への対応
 - ・災害ハザードエリアにおける開発抑制（都市計画法・都市再生特別措置法）など
- 健康・医療・福祉と連携したまちづくり
 - ・健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン（国土交通省）など

第2章 赤穂市の現状と課題

2-1 赤穂市の概況

1 位置

本市は、兵庫県南西部、岡山県との県境に位置し、東は相生市、西は岡山県備前市、北は上郡町と接し、面積126.85km²で県全体の約1.5%を占めています。市域のほぼ中央を名水百選にも選ばれた清流千種川が流れ、北には緑豊かな山々が連なり、南には瀬戸内海国立公園の美しい海岸線が広がっています。

山陽自動車道や国道2号などの各国道、JR赤穂線、山陽本線により広域交通アクセスが確保されています。

■位置



2 自然

① 地形・水系

本市は、市域の約60%が山地や丘陵で占められ、西播磨奥地に源流を持つ清流千種川が市北部の山間平地を縫って南流し、市南部の低地中央部で播磨灘に注いでおり、また、本市のほぼ全域は、約8,260万年前に形成された全国最大級のカルデラ跡（コールドロン）を起源としています。

山地は西播磨山地に属し、起伏量200～400m程度と比較的起伏が小さく、高山・雄鷹台山周辺の山麓や坂越、御崎地区などに丘陵が分布しています。低地は、千種川沿いの氾濫原と赤穂三角州が代表的です。

本市の水系は、千種川をはじめとする14の2級河川と、その支流など38の小河川が市内を流れています。

■市内主要河川(2021年(令和3年)3月31日現在)

河川名	市内区域内 流路延長 (km)	市内にお ける最大川幅 (m)	河川名	市内区域内 流路延長 (km)	市内にお ける最大川幅 (m)
千種川	19.6	245	大津川	6.7	200
矢野川	3.4	52	加里屋川放水路	0.6	22
長谷川	6.9	50	大津湯の内川	1.8	11
高雄川	1.8	10	権現川	0.7	9
加里屋川	9.2	22	亀谷川	0.2	4
新川	2.0	13	県山川	0.2	6
塩屋川	2.4	80	柿山川	0.9	5

資料:赤穂市統計書

② 気候

本市の気候は、晴れの日が多く、雨が少ない典型的な瀬戸内海型気候に属しています。年間の総雨量は1,000mm前後となっています。

③ 植生

山地や丘陵の大半は、アカマツ林とコナラ林で被われています。これらは人による利用と自然の再生力のバランス上に成立している二次林です。また、特徴的な自然植生林としては、生島樹林、千種川河口の海浜植生、塩性湿地草原や唐船山の樹林、千種川下流域のヤナギ林やハマウツボなどの植物個体群、駿行寺の樹木などがあげられます。

3 沿革

① 明治～昭和

本市は、町村制が施行された1889年（明治22年）に赤穂町、高雄村、有年村、坂越村、尾崎村、新浜村、塩屋村の1町6村で形成していました。

昭和に入ると紡績工場が進出し、工業都市としての様相を帯びてきたことに加え、臨海部を通過する鉄道建設計画などの広域的な行政が必要になったことから町村合併への気運が高まり、赤穂町、尾崎村、新浜村、塩屋村が合併して赤穂町となり、さらに坂越村も町制を施行したことで、赤穂町、坂越町、高雄村、有年村の2町2村となりました。

1951年（昭和26年）に赤穂町、坂越町、高雄村の合併と同時に市制を施行し、赤穂市が誕生しました。1955年（昭和30年）に有年村が合併、さらに1963年（昭和38年）に岡山県の福浦地区が越県合併し、現在の市域となりました。

昭和40年代に塩田で行われていた製塩方法がイオン交換樹脂膜法へ転換し、市南部の千種川河口付近を中心に拓けていた広大な塩田が姿を消しましたが、塩田跡地の再開発により、東浜塩田は文教住宅地と県立赤穂海浜公園用地に、西浜塩田は臨海工業用地となりました。1968年（昭和43年）に住居地域と工業地域の遮断緑地として赤穂城南緑地の整備が開始され、1977年（昭和52年）に完成しました。また、赤穂城跡の史跡指定や市民会館の整備も昭和40年代に行われました。

昭和50年代に入ると、市制施行30周年を記念した市民総合体育館、現在の市庁舎の整備が行われ、公共下水道の供用も開始されました。

② 平成～令和

平成に入ると、文化交流の拠点施設として文化会館が市制施行40周年を記念して整備されました。1992年（平成4年）に赤穂清水工業団地が、1994年（平成6年）に磯産業団地が完成し、活力ある都市づくりへの産業基盤が充実しました。1997年（平成9年）に本市との公私協力方式によって、関西福祉大学が開学されました。1998年（平成10年）に地域医療の中核病院として市民病院が移転改築されました。また、消防本部庁舎の移転改築に伴い防災センターを併設しました。2000年（平成12年）にJR播州赤穂駅の橋上化が実現し、本市の玄関口として駅周辺整備が進められました。

2002年（平成14年）に新図書館が市制施行50周年を記念して整備されました。また、赤穂城跡本丸庭園と二之丸庭園が名勝に指定され、現在も本市のシンボルにふさわしい整備がなされています。

2005年（平成17年）に市内循環バス「ゆらのすけ」の運行が、2012年（平成24年）に東備西播定住自立圏圏域バス「ていじゅうろう」の運行がそれぞれ開始されました。2009年（平成21年）に東備西播定住自立圏の形成に係る形成協定を、2015年（平成27年）に播磨圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、広域的な連携を進めています。

2018年（平成30年）に坂越の文化遺産が北前船に関する日本遺産に追加認定され、令和に入ると赤穂の塩に関するストーリーが日本遺産に認定されました。

2021年（令和3年）に市制施行70周年を迎え、今後、魅力ある都市としてさらに躍進しようとしています。また、2030赤穂市総合計画を策定し、「自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち」を目指して取り組んでいます。

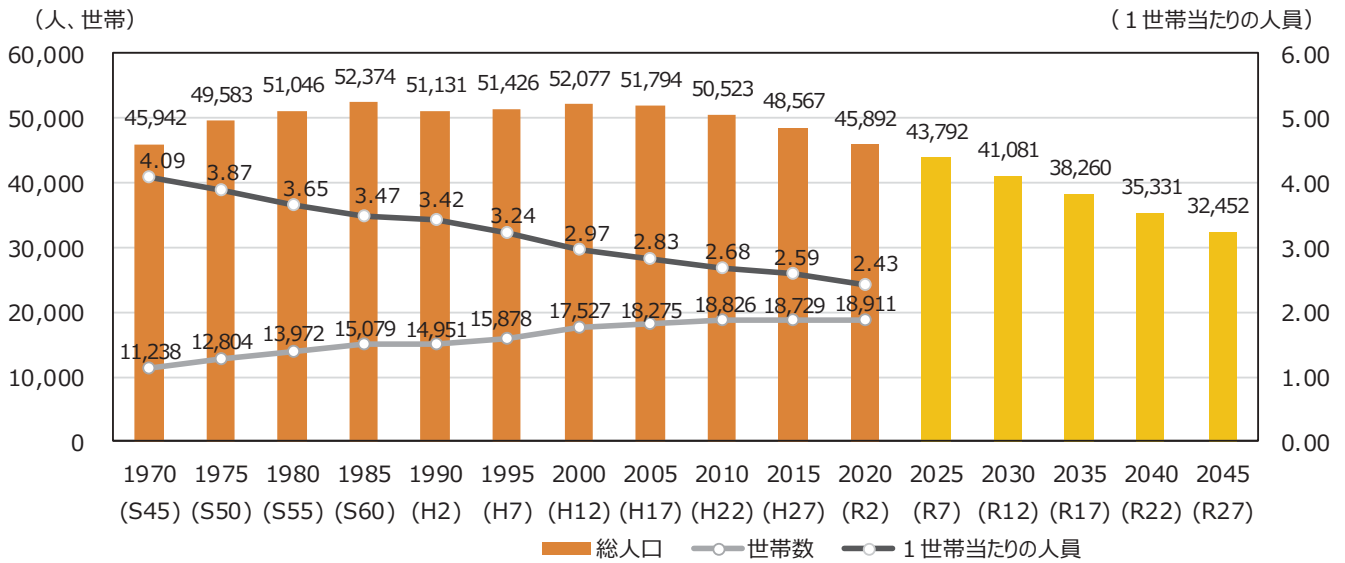
4 人口

① 人口の推移

1980年（昭和55年）に5万人を突破した本市の人口は、2000年（平成12年）以降、減少傾向となっています。また、世帯数は増加傾向を示しており、2020年（令和2年）の1世帯当たりの人員は2.43人に減少しています。

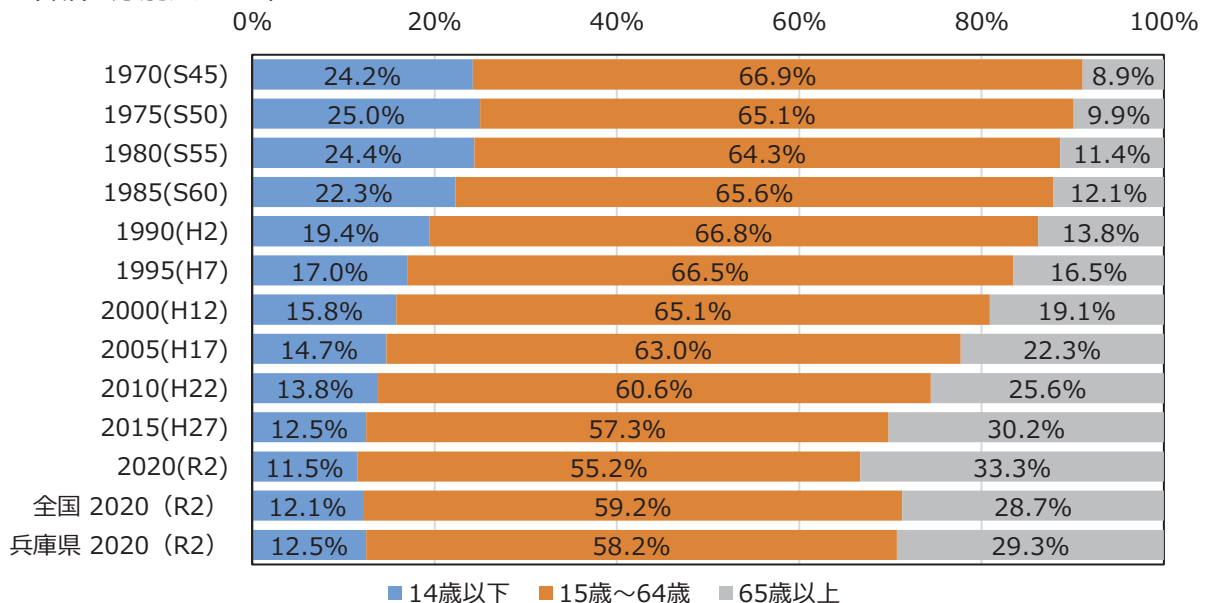
一方で、高齢（65歳以上）人口の割合は急速に増加し、2015年（平成27年）には30%を超え、兵庫県や全国と比べても高くなっています。今後は、人口の急速な減少が予測されており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2045年（令和27年）には約3万2千人になると予測されています。

■人口・世帯数の推移(将来推計も含む)



※2025年(令和7年)以降は、「日本地域別将来推計人口(2018年(平成30年)推計)」国立社会保障・人口問題研究所より
資料:国勢調査(~2020年(令和2年))

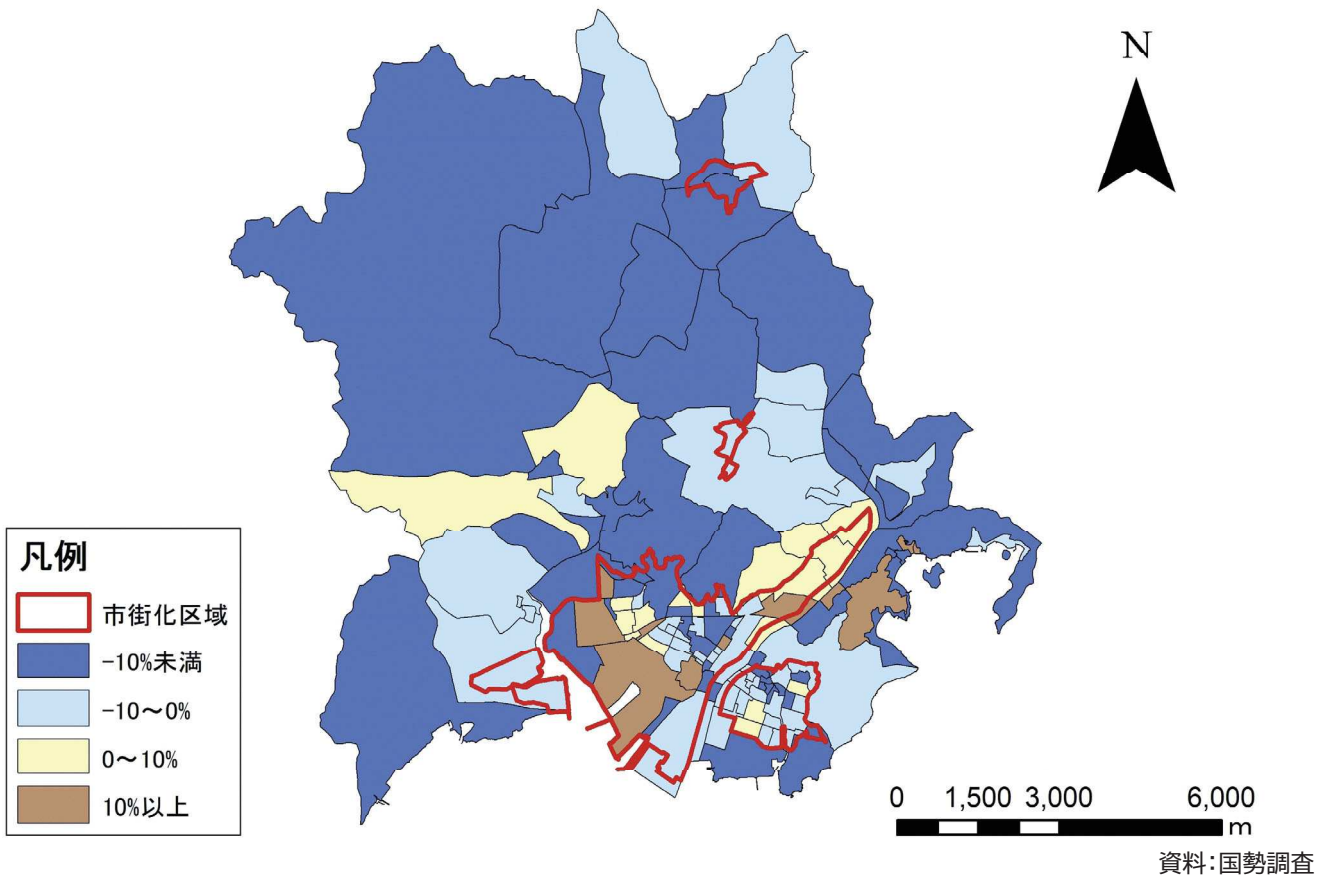
■年齢区分別人口比率



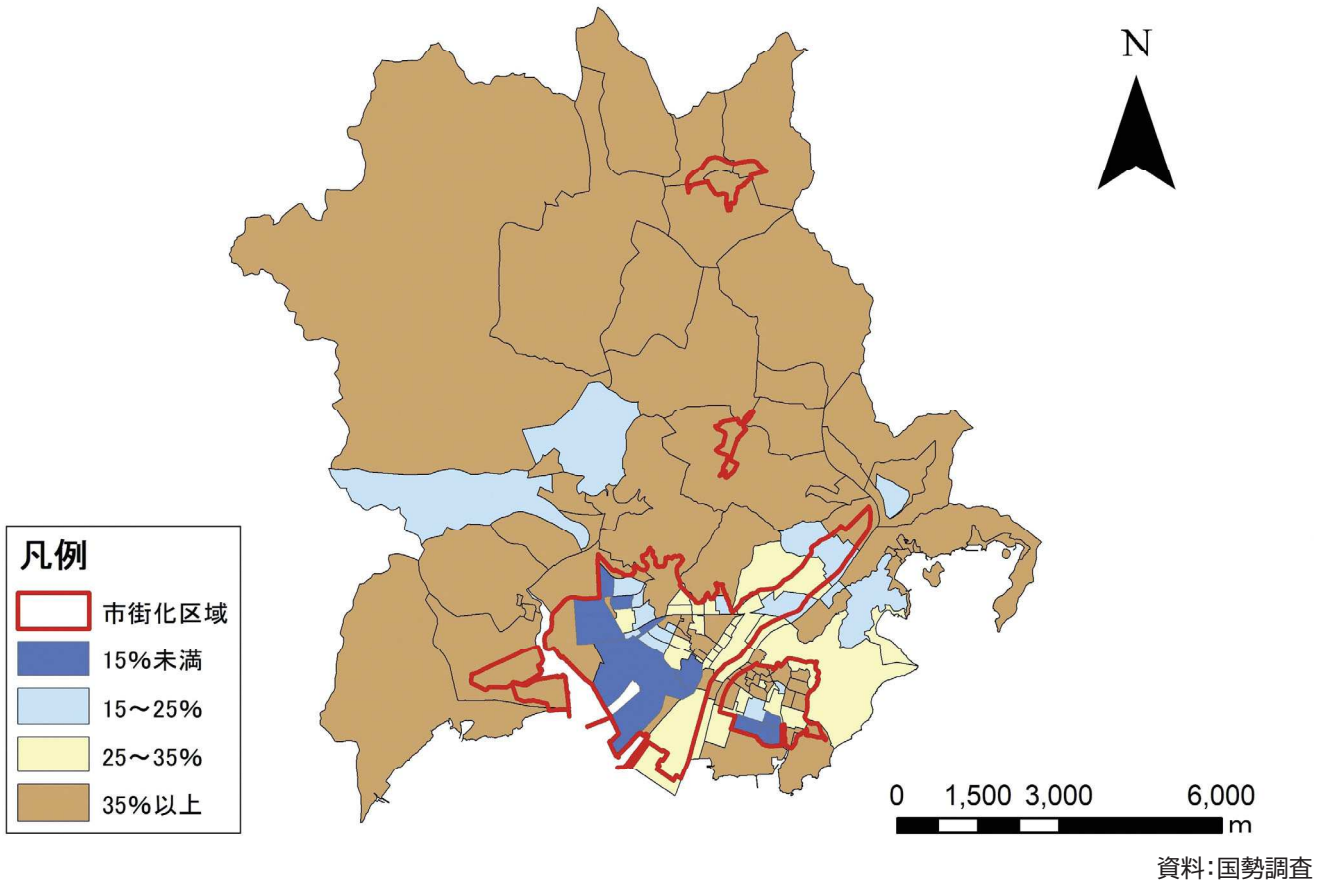
※年齢不詳は除く

資料:国勢調査

■地区別人口の推移(2015年(平成27年)—2020年(令和2年)の人口増減率)



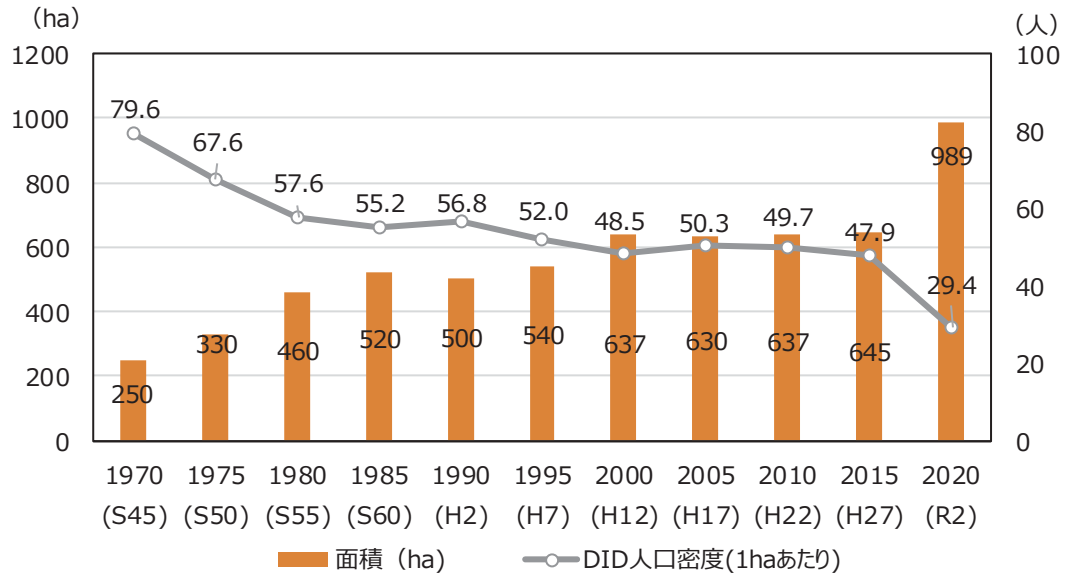
■地区別65歳以上の人口割合(2020年(令和2年))



②DID（人口集中地区）の推移

DID人口密度は、1970年（昭和45年）から2020年（令和2年）までに約60%減少しましたが、DID面積は約4倍に増加しています。市街地が低密度に拡大していることが分かります。

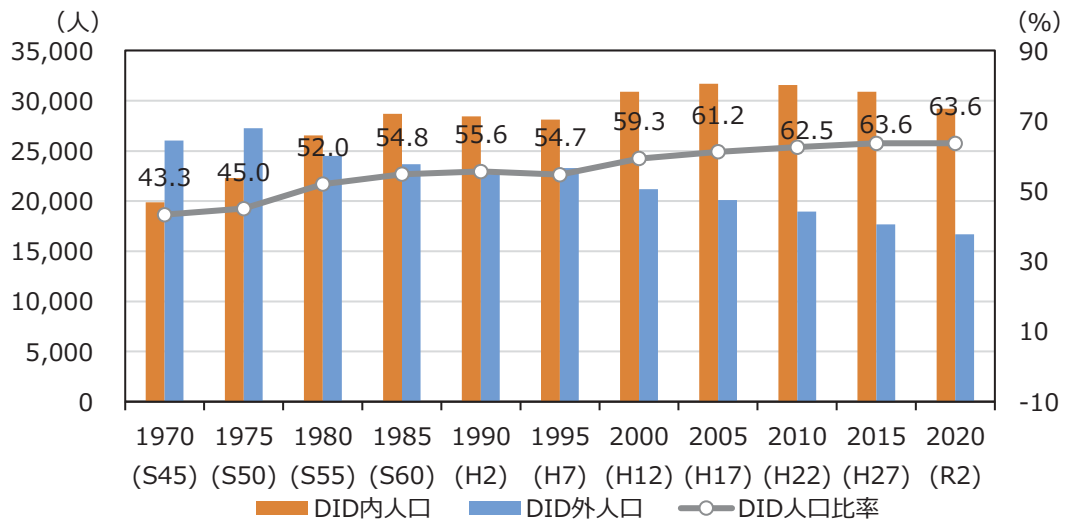
■DID地区の人口密度と面積の推移



注:DIDは、原則として人口密度が1kmあたり4,000人以上である地区を条件に設定

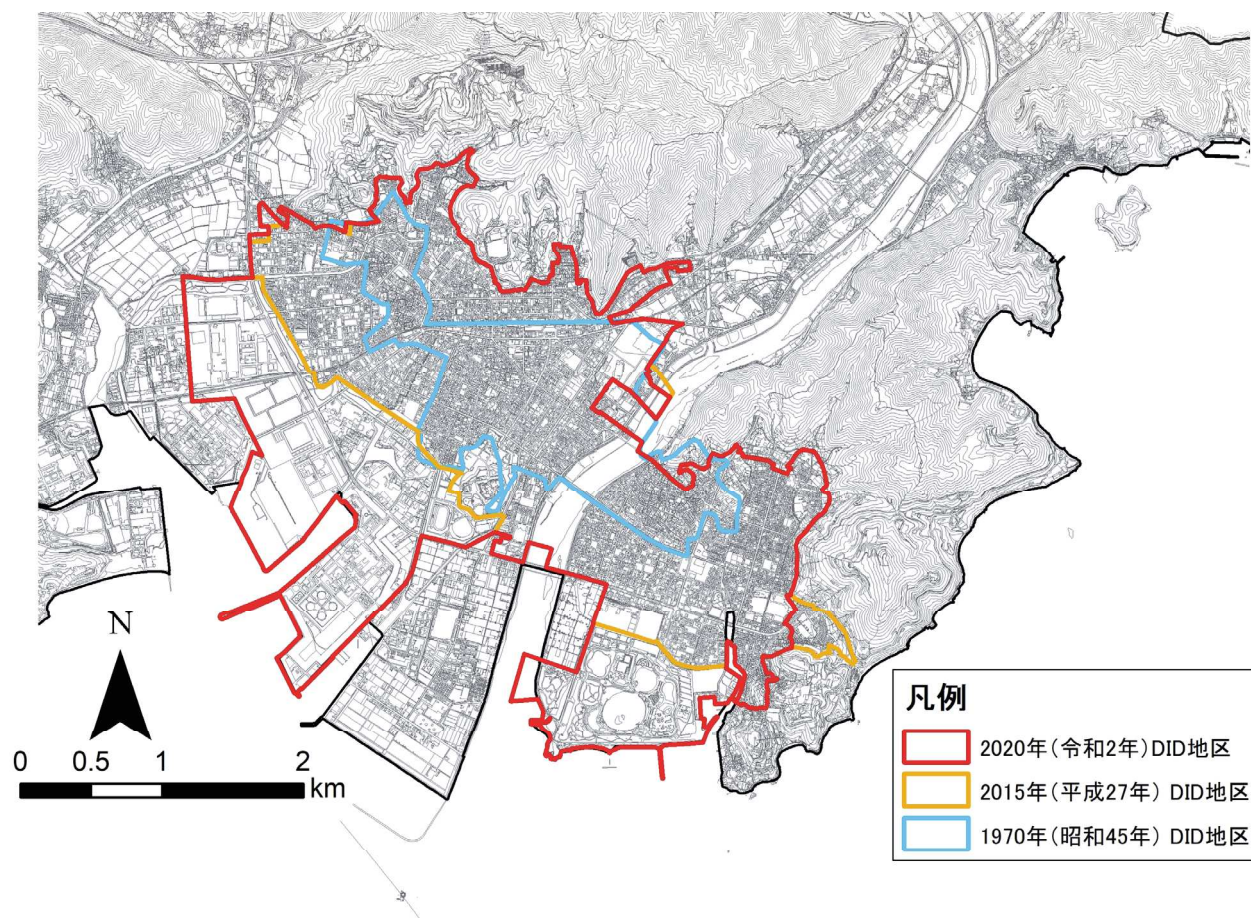
資料:国勢調査

■DID内外人口とDID人口比率の推移



資料:国勢調査

■人口集中地区の変遷



資料:国勢調査

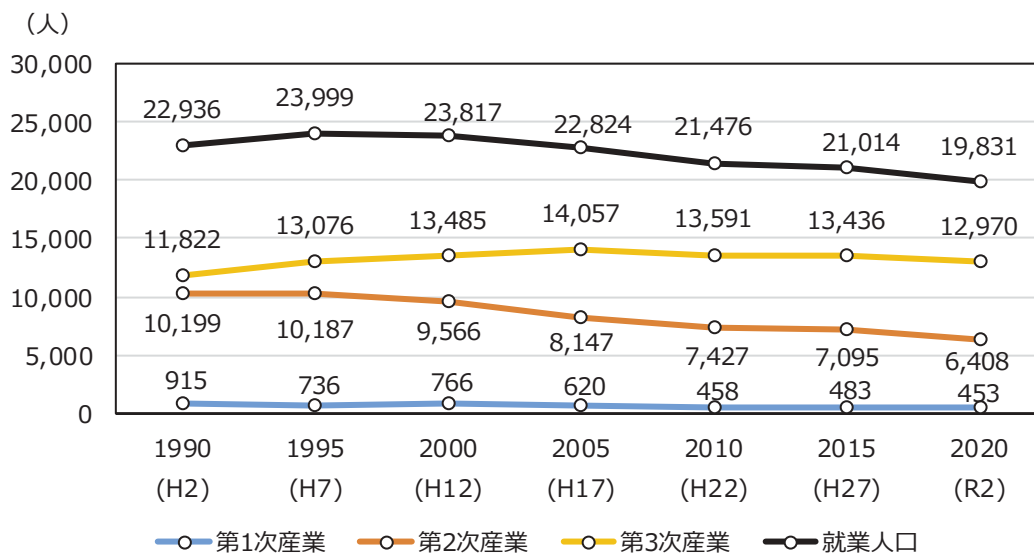
5 産業

① 産業別就業人口の推移

産業別就業人口の推移を見ると、第1次産業および第2次産業人口は、減少傾向にあります。一方、第3次産業人口は横ばいで推移し、就業人口に占める割合は増加傾向にあります。

2020年（令和2年）における産業別就業人口割合は、第1次産業が2.3%、第2次産業が32.3%、第3次産業が65.4%となっています。

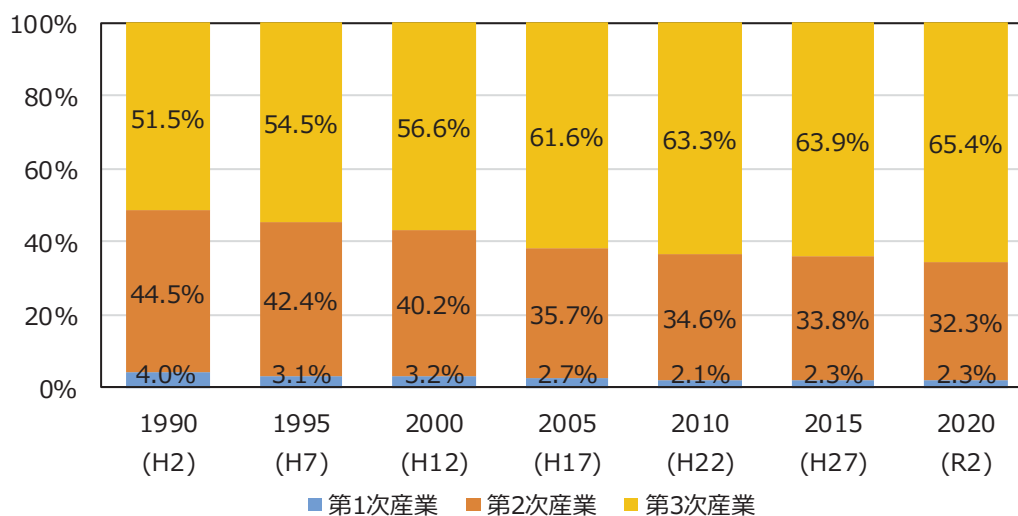
■産業就業人口の推移



※分類不能は除く

資料:国勢調査

■産業就業人口割合の推移



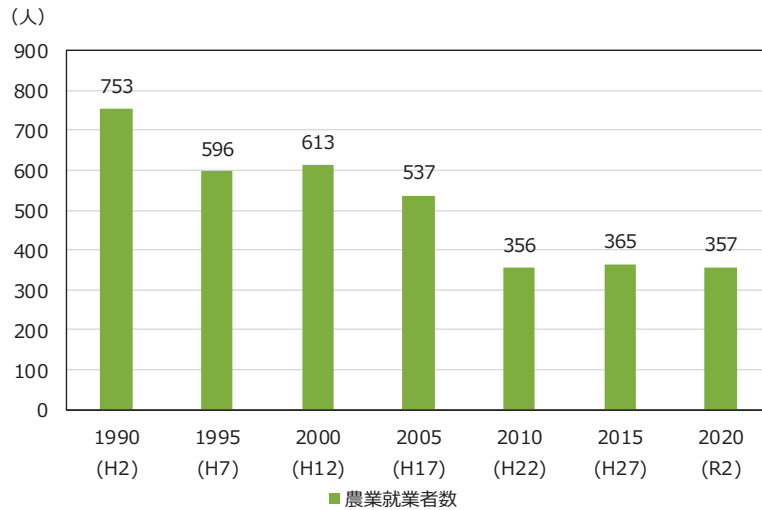
※分類不能は除く

資料:国勢調査

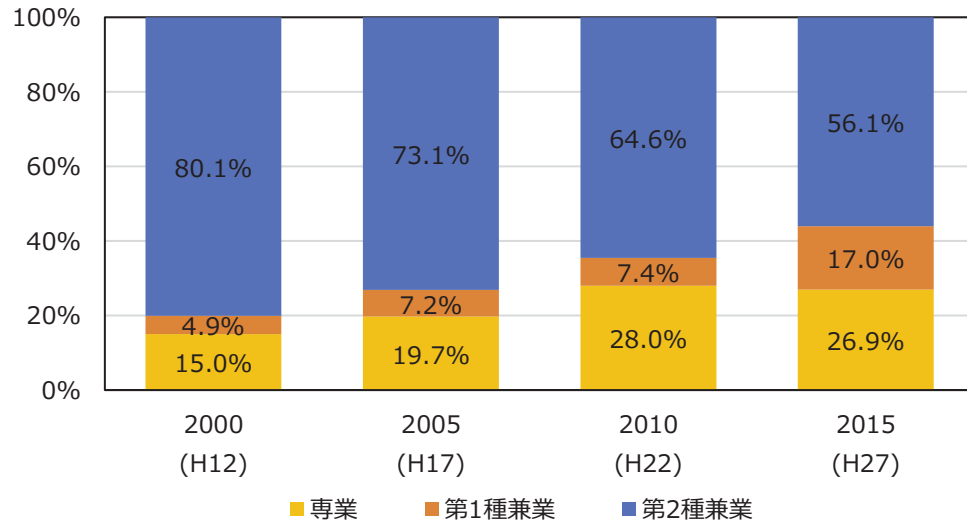
② 農水産業

農業就業者数は、2020年（令和2年）には357人、漁業就業者数は、2018年（平成30年）には63人となっており、近年は農業就業者数、漁業就業者数ともに減少傾向となっています。農家は、第2種兼業の割合が減少しています。

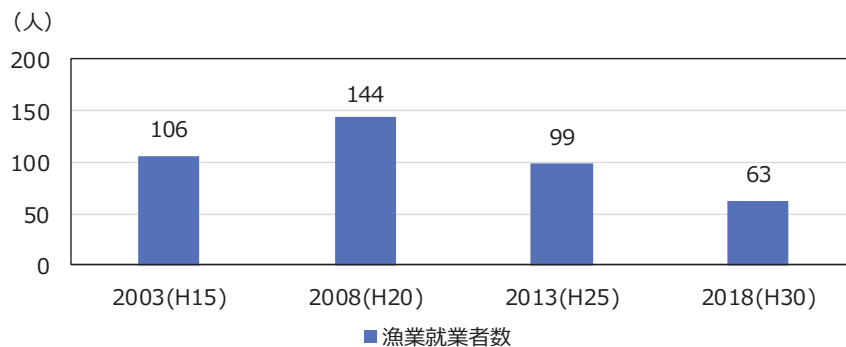
■ 農業就業者数の推移



■ 農家専業・兼業の割合の推移



■ 漁業就業者数の推移

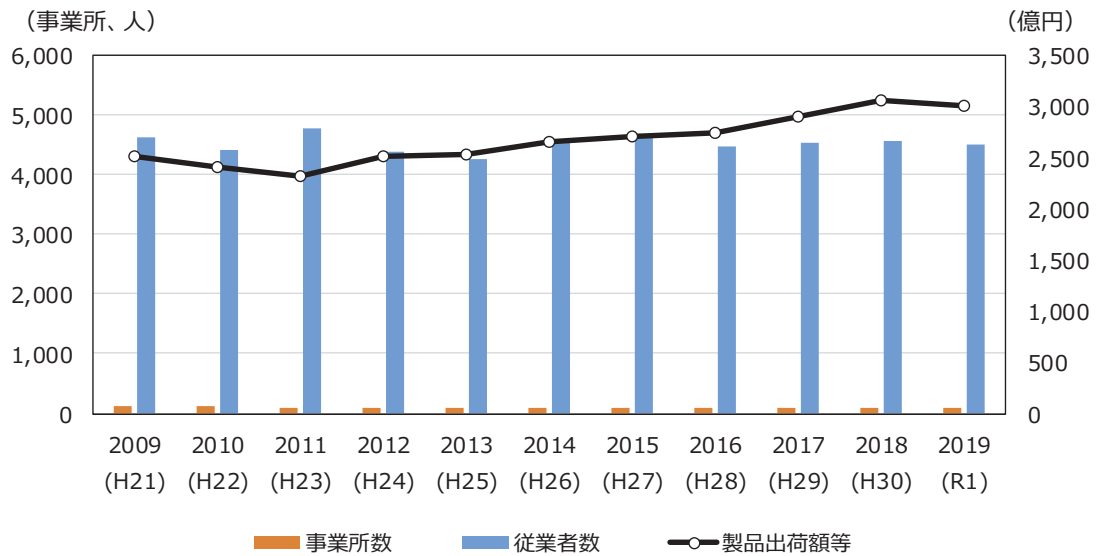


③ 工業

西浜塩田が工業用地となったことから、臨海部を中心に工業地帯が形成されており、西浜工業団地、赤穂磯産業団地、赤穂清水工業団地には、電気・ガス、セメント、化学、窯業、製塩業など多様な業種の工業が集積しています。

事業所数、従業者数は、ほぼ横ばいですが、2011年（平成23年）以降から製品出荷額等は微かながら増加傾向がみられ、2019年（令和元年）には約3,000億円になっています。

■事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移



資料：工業統計調査・(2015(H27)は経済センサス)

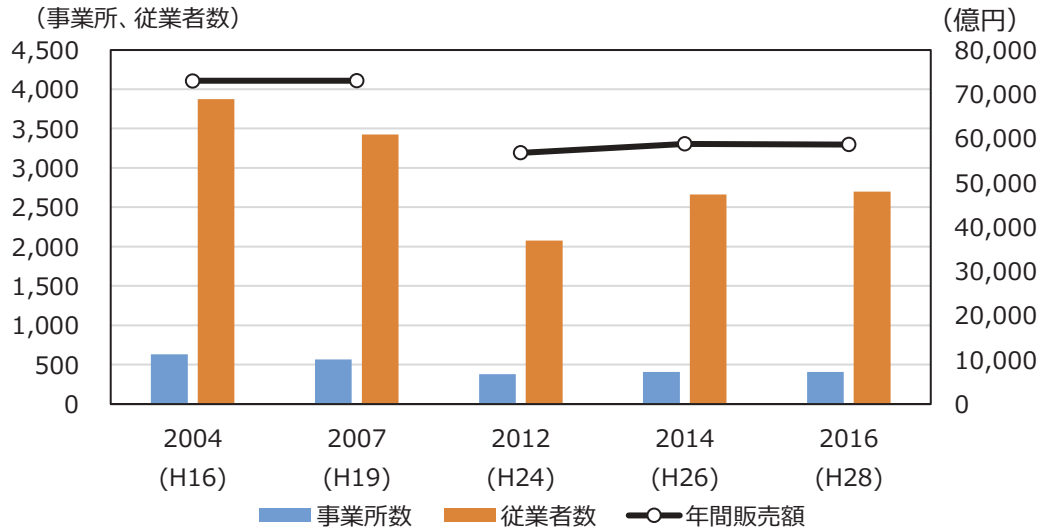
	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
事業所数 (事業所)	109	107	105	99	99	95	99	95	93	93
従業者数 (人)	4,406	4,770	4,380	4,266	4,526	4,676	4,464	4,531	4,556	4,516
製品出荷額等 (億円)	2,402	2,310	2,515	2,524	2,659	2,705	2,737	2,893	3,055	3,000

資料：工業統計調査・(2015(H27)は経済センサス)

④商業

2012年（平成24年）以降、従業者数は増加傾向がみられ、事業所数と年間販売額は横ばいとなっています。

■年間販売額、従業者数、事業者数の推移



※商業統計調査と経済センサスでは、調査対象、集計対象が異なる

資料：商業統計調査（～2007(H19)）・経済センサス（2012(H24～)）

	2004 (H16)	2007 (H19)	2012 (H24)	2014 (H26)	2016 (H28)
事業所数 (事業所)	630	568	381	409	410
従業者数 (人)	3,874	3,427	2,076	2,664	2,702
年間販売額 (億円)	72,990	73,051	56,783	58,785	58,628

※商業統計調査と経済センサスでは、調査対象、集計対象が異なる

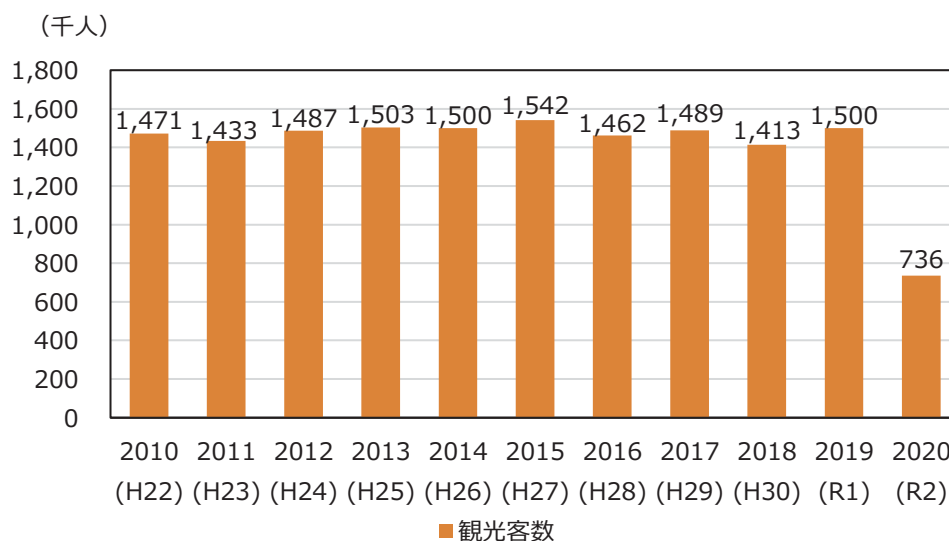
資料：商業統計調査（～2007(H19)）・経済センサス（2012(H24～)）

6 観光

「忠臣蔵のふるさと」「塩のまち」として全国的に広く知られ、市内には、国指定史跡の赤穂城跡や赤穂義士ゆかりの史跡などが点在し、元禄の香りや城下町ならではの佇まいがあります。また、瀬戸内海国立公園の美しい海岸線や効能豊かな赤穂温泉、歴史的なまちなみなどがあり、これらの豊かな自然と歴史が観光資源となっています。近年では、2018年（平成30年）に坂越の歴史文化遺産が日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」として追加認定されました。また、2019年（令和元年）には、本市の製塩文化や塩に関するストーリーが「『日本第一』の塩を産したまち播州赤穂」として日本遺産に認定されました。

観光客数は、年間140万～150万人程度で推移していましたが、2020年度（令和2年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、70万人程度となっています。

■観光客の状況



■日本遺産(ストーリーの概要)

「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」

日本海や瀬戸内海沿岸には、山を風景の一部に取り込む港町が点々とみられます。そこには、港に通じる小路が随所に走り、通りには広大な商家や豪壮な船主屋敷が建っています。また、社寺には奉納された船の絵馬や模型が残り、京など遠方に起源がある祭礼が行われ、節回しの似た民謡が唄われています。

これらの港町は、荒波を越え、動く総合商社として巨万の富を生み、各地に繁栄をもたらした北前船の寄港地・船主集落で、時を重ねて彩られた異空間として今も人々を惹きつけてやみません。

「『日本第一』の塩を産したまち播州赤穂」

江戸時代、システマティックな入浜塩田による塩づくりが確立された播州赤穂。瀬戸内の穏やかな海と気候に抱かれ、千種川が中国山地からもたらした良質の砂からできた広大な干潟は、入浜塩田の開発に適していた。その製塩技術は、瀬戸内海沿岸に広がり、市場を席卷するまでに成長した。中でも赤穂の塩は、国内きってのブランドとして名を馳せ、赤穂に多彩な恵みをもたらした。このまちには瀬戸内海から生み出される塩とともに歩んできた歴史文化が蓄積され、現在に息づいている。赤穂は今なお「塩の国」なのである。

7 災害

① 風水害

過去の災害事例をみると、風水害は7月から9月に多く発生しています。多くは前線と台風が複合した際に災害が発生し、道路の冠水や床下浸水、土砂流出などの被害が見受けられます。また、台風による高潮の発生も想定されており、激甚化する風水害への備えが必要です。

■主な既往風水害(近年)(2020年(令和2年)3月時点)

災害発生年月日	原因	気象観測値(赤穂)	被害状況
2004年(平成16年) 8月30日~31日	台風16号	最大風速 38.1m/s 総降水量(8月30日~31日) 42.0mm 最大時間雨量 21.0mm 最高潮位(相生港) 3.51m	半壊 1戸 一部損壊 20戸 床上浸水 9戸 床下浸水 43戸(ほか)
2004年(平成16年) 9月7日~8日	台風18号	最大風速 35.2m/s 総降水量(9月7日~8日) 9.0mm 最大時間雨量 5.5mm 最高潮位(相生港)3.17m	負傷者(重軽傷) 3人 一部損壊 10戸 床下浸水 5戸
2004年(平成16年) 9月29日~30日	台風21号	最大風速 21.9m/s 総降水量(9月29日~30日) 225mm 最大時間雨量 36.5mm 千種川(木津)最高水位 6.70m	全壊 9戸 大規模半壊 18戸 半壊 150戸 床上浸水 63戸 床下浸水 110戸(ほか)
2012年(平成24年) 7月6日~7日	大雨	総降雨量 115mm 最大時間雨量 36mm 千種川(木津)最高水位 5.24m	床下浸水 49戸
2015年(平成27年) 7月16日~18日	台風11号	総降雨量 180mm 最大時間雨量 40mm 千種川(木津)最高水位 3.49m	死者1名 道路冠水等 3か所 土砂流出等 5か所

資料:赤穂市地域防災計画資料編

②地震災害

地震による災害は、1854年(安政元年)12月23日と24日の地震による被害が記録されています。12月23日に駿河湾を震源地とする「安政東海地震」、12月24日に「安政南海地震」が発生し、被害は畿内、東海、東山、北陸、南海、山陽、山陰にもおよびました。

これらの地震では津波による被害も大きく、本市域では加里屋中村で家屋が倒壊し、新町では火災が発生し、20~30軒を焼失しました。また、地割れの多発や浜堤の決壊、液状化現象という記録も残されています。

また、今後発生が見込まれる南海トラフ地震においては、津波により浸水するおそれがあり、対策が必要です。

■既往地震災害(2020年(令和2年)3月時点)

発生年月日	震源地	マグニチュード	主な被災内容
1854年(安政元年) 12月23日・24日	南海トラフ	8.4	家屋倒壊(加里屋中村)、津波による浜堤決壊、火災延焼(新町)、地割れ、液状化現象

資料:赤穂市地域防災計画本編

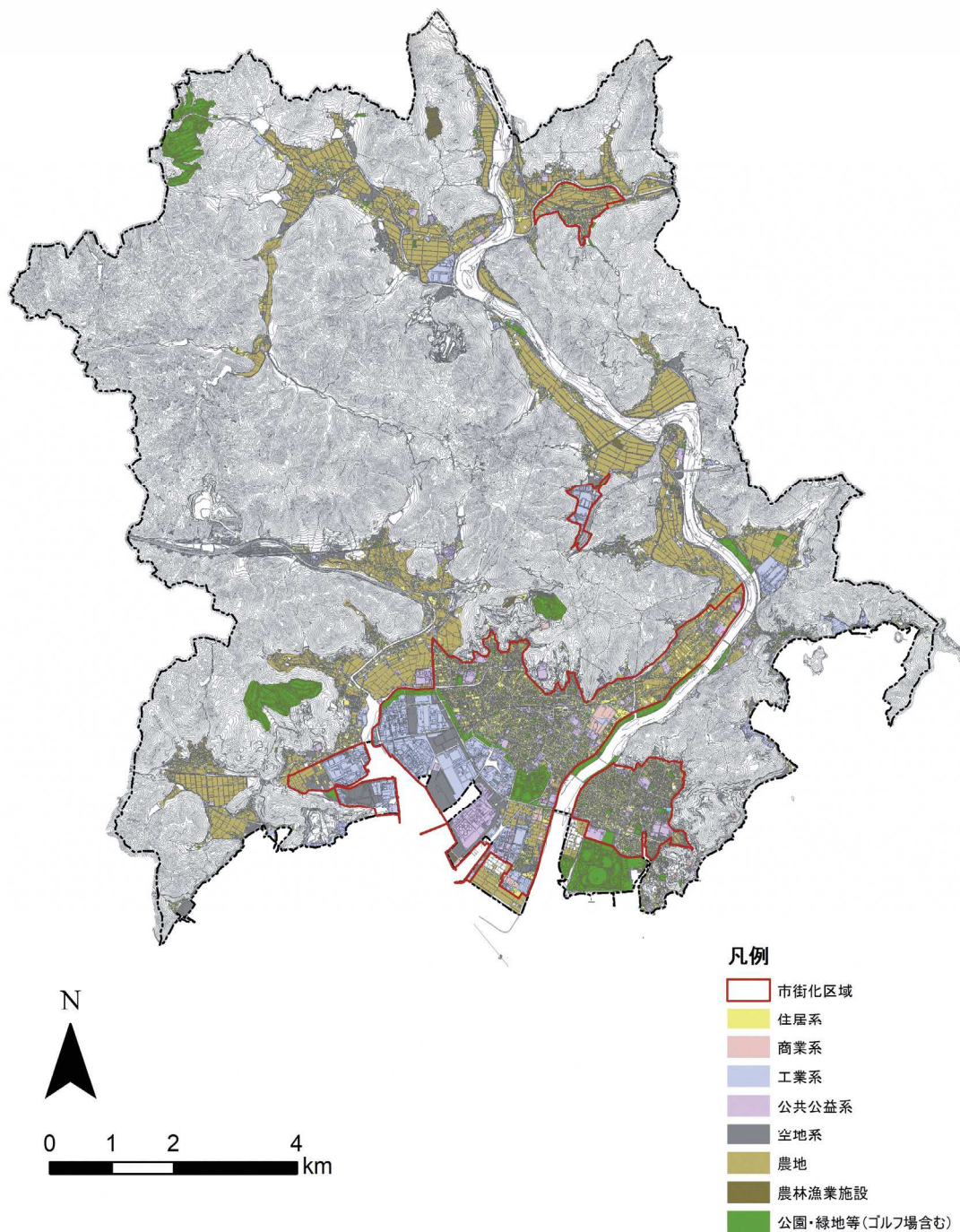
8 土地利用

①土地利用の状況

土地利用の状況をみると、市南部の低地を中心に市街地が形成されており、千種川沿いの山間部や市西部の田園地帯には集落が散在しています。

工業系土地利用については、西浜工業団地や赤穂磯産業団地、赤穂清水工業団地に工場が集積しているほか、市街地の周辺部にも規模の大きな工場が点在しています。

■土地利用状況(2016年(平成28年))



資料:都市計画基礎調査

② 建築物ストックの状況

2018年（平成30年）の住宅総数は、21,410戸で、そのうち16.5%が空き家となっています。空き家率は、兵庫県全体（13.4%）よりも高くなっています。

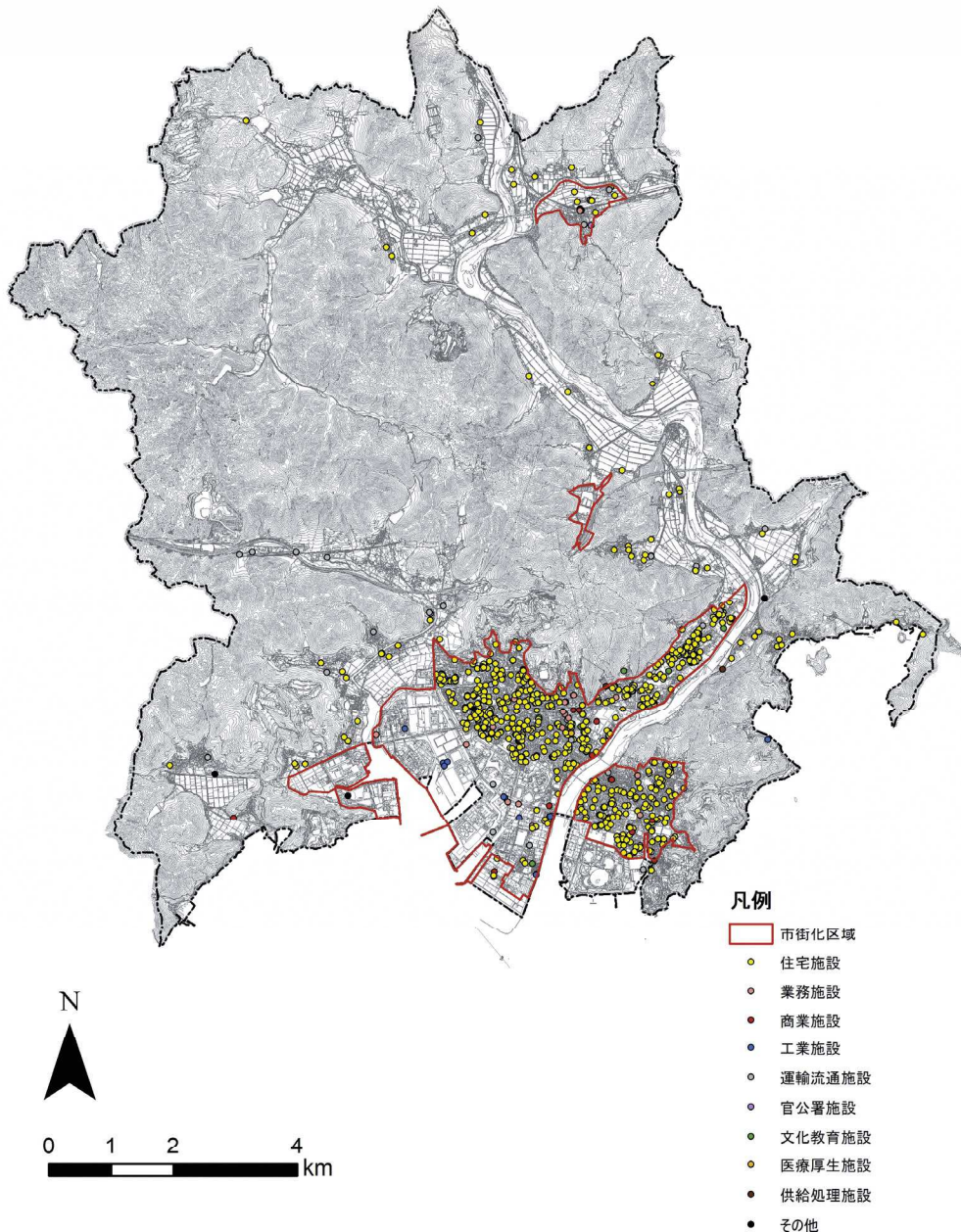
また、新築着工の状況を見ると、着工の大半が住宅施設で、中心市街地とその周辺である赤穂、城西、尾崎、御崎、塩屋および坂越地区に多くみられます。

■住宅ストックの状況(2008年(平成20年)―2018年(平成30年))

	住宅総数 (戸)	居住世帯あり (戸)	空き家 (戸)	空き家率 (%)
2008 (H20)	21,430	17,290	4,010	18.7
2018 (H30)	21,410	17,860	3,540	16.5

資料:住宅・土地統計調査

■新築状況調査(2016年(平成28年)～2020年(令和2年))

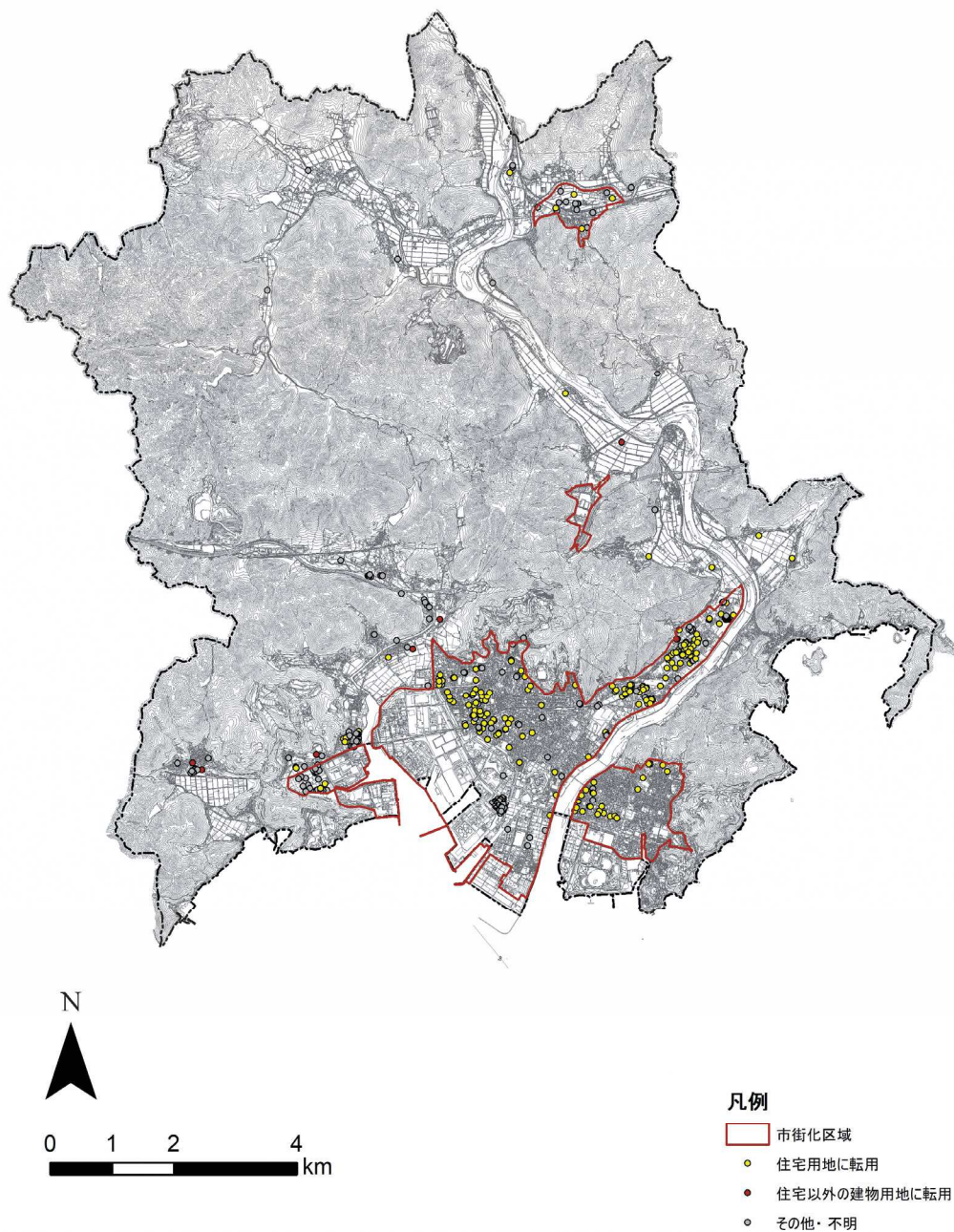


資料:都市計画基礎調査

③ 農地の転用状況

農地の転用状況は、住宅用地への転用を目的としたものが多くみられます。特に、新築着工が多い尾崎、塩屋および坂越地区で農地の転用が多くみられます。

■ 農地転用状況調査(2016年(平成28年)～2020年(令和2年))



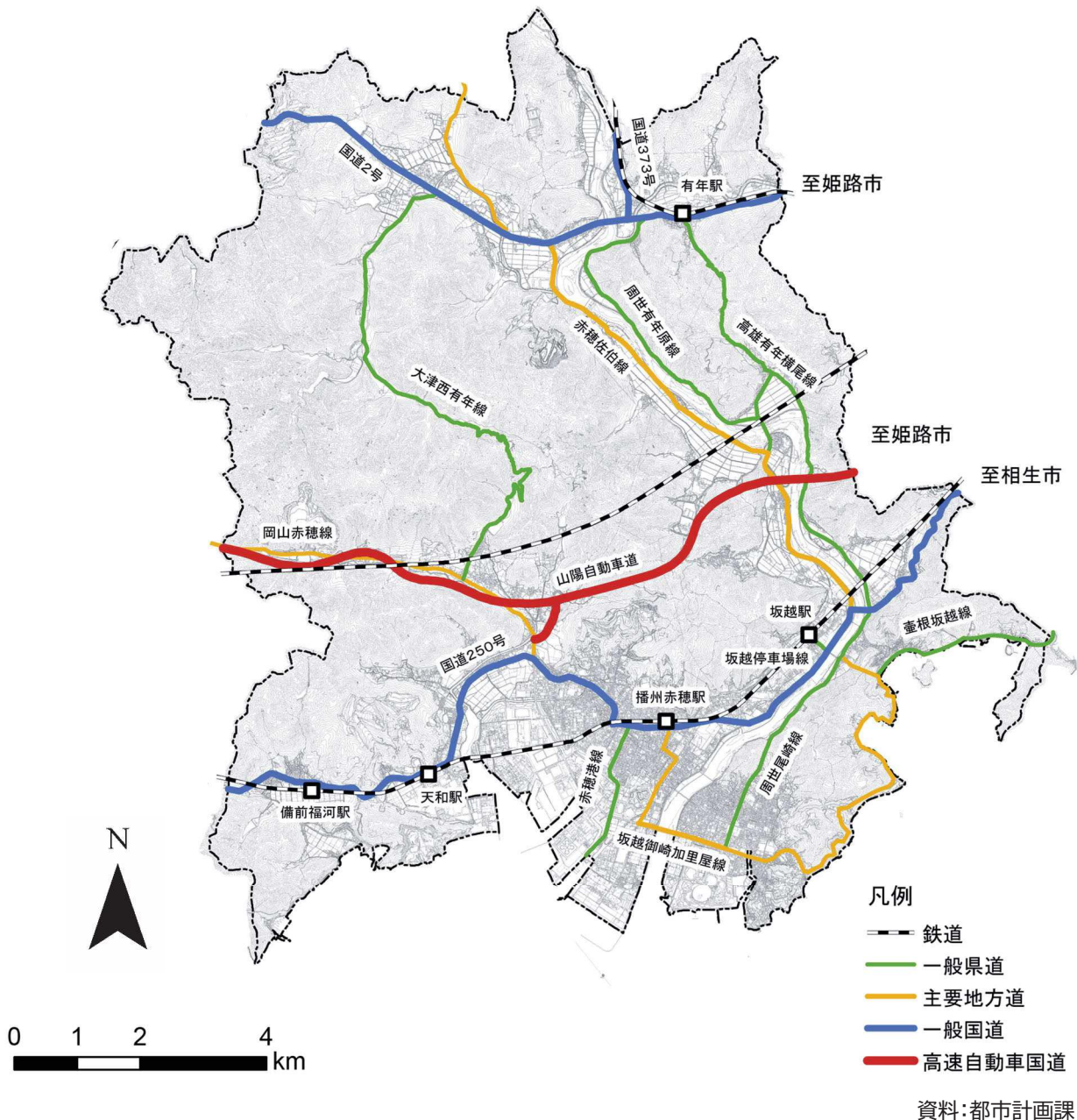
資料:都市計画基礎調査

9 交通

① 道路

主な幹線道路として、山陽自動車道、国道2号、国道250号、国道373号などが本市を通っています。これらの幹線道路と連結する主要地方道、一般県道によって、道路網が形成されています。

■道路の状況図



② 公共交通機関

バス交通は、路線バスのほか、バス交通不便地域の解消や高齢者などの移手段の確保を目的とした市内循環バス（ゆらのすけ）や東備西播定住自立圏内の住民の移手段の確保を目的とした圏域バス（ていじゅうろう）が運行しています。また、有年地区では、デマンドタクシー「うね・のり愛号」を運行しています。

鉄道はJR赤穂線に4駅、JR山陽本線に1駅があり、このうちJR播州赤穂駅は、通勤、通学などで多くの市民が乗降し、観光客にも利用されています。

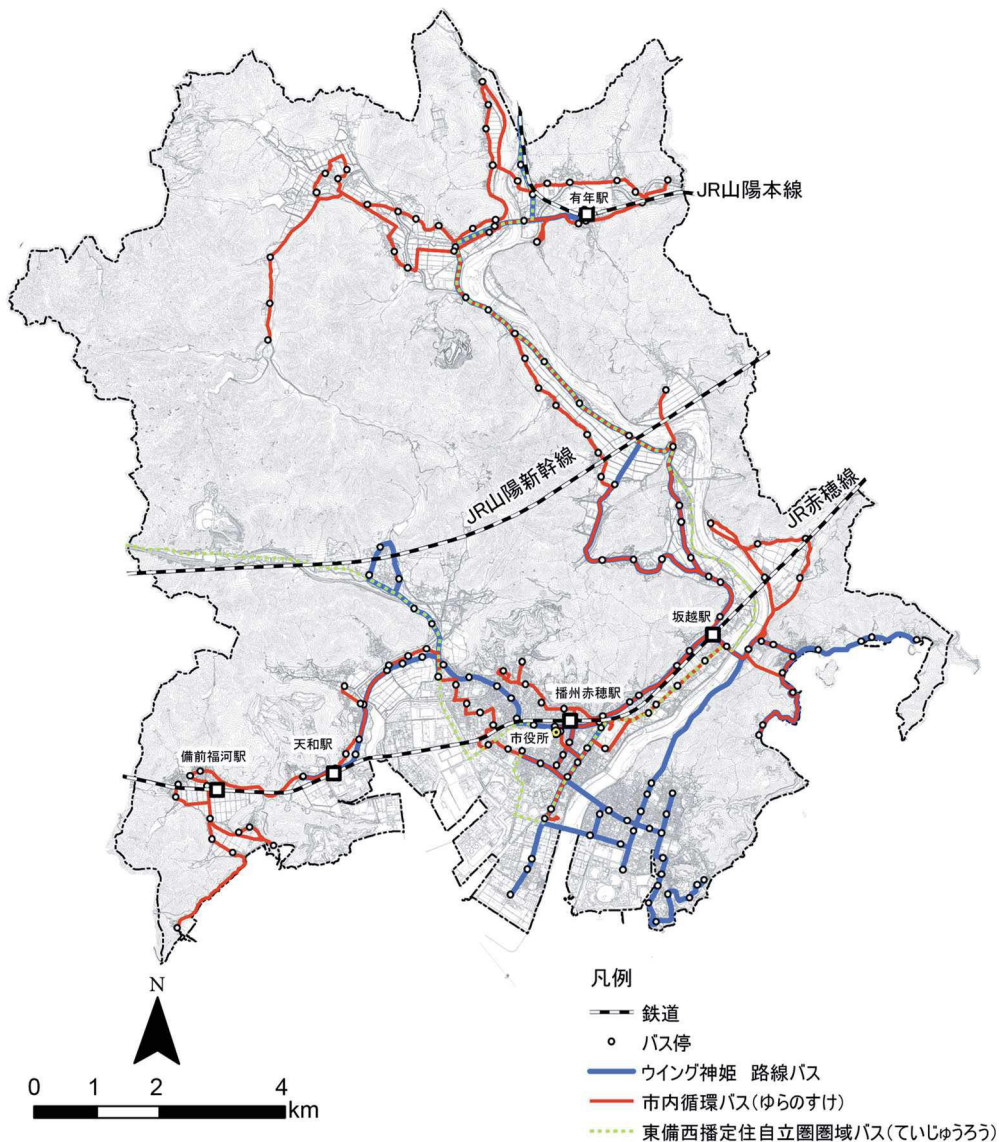
■乗車人員の状況(2020年度(令和2年度))

駅	計(人)	普通(人)	定期(人)	駅	計(人)	普通(人)	定期(人)
坂越	556	146	410	備前福河	28	6	22
播州赤穂	3,087	706	2,381	有年	192	41	152
天和	231	21	211				

※1日平均の人員

資料:兵庫県統計書

■公共交通機関の状況



資料:都市計画課

10 都市計画

① 土地利用

(1) 区域区分

区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、都市計画区域の中で計画的に市街化を図るべき市街化区域と、市街化を抑制すべき市街化調整区域に二分するものです。

本市では、市南部に広がる低地やJR有年駅周辺、赤穂清水工業団地の1,418ha（市域の約11%）が市街化区域に設定されており、これら以外の区域11,267haが市街化調整区域に設定されています。

なお、市街化調整区域では、既存集落における自己用住宅の建築要件の緩和や地域資源を有効利用するため、特別指定区域（地縁者の住宅区域、地域資源活用区域、複合型区域）が指定されています。

(2) 地域地区

地域地区とは、特定の地域、地区を設定し、建築行為や開発行為に対して共通の制限を適用するものです。本市で指定している主な地域地区として、用途地域や風致地区があります。

用途地域とは、市街化区域を商業系、工業系、住居系に区分して、建築可能な建築物の用途や建ぺい率、容積率などの制限を定めるものです。鉄道駅周辺に商業系、臨海部などに工業系の用途地域を指定しており、その他の区域はおおむね住居系用途地域を指定しています。

風致地区とは、都市における自然美の維持および環境を保全するため、風致を害する開発行為を制限するものです。御崎海岸をはじめ、赤穂義士ゆかりの赤穂城跡周辺、その他史跡、名勝などに富んだ風景地が指定されています。

■用途地域の指定状況(2022年(令和4年)3月31日現在)

種別	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率/ 建ぺい率 (%)	外壁後退 (m)	高さ限度 (m)
第一種低層住居専用地域	74	5.2	100/50	1.0	10
第二種低層住居専用地域	17	1.2	150/60	-	10
第一種中高層住居専用地域	379	26.7	150/60 200/60	-	-
第二種中高層住居専用地域	106	7.5	200/60	-	-
第一種住居地域	131	9.2	200/60	-	-
第二種住居地域	66	4.7	200/60	-	-
近隣商業地域	59	4.2	200/80 300/80	-	-
商業地域	37	2.6	400/80	-	-
準工業地域	140	9.9	200/60	-	-
工業地域	26	1.8	200/60	-	-
工業専用地域	383	27.0	200/60	-	-
合計	1,418	100.0			

■風致地区の指定状況(2022年(令和4年)3月31日現在)

名称	区域	地区面積 (ha)	種別の面積(ha)			風致の特徴
			1種	2種	3種	
赤穂城趾風致地区	加里屋の一部、赤穂城跡	22.1	22.1	—	—	史跡およびその周辺の景観の保護
御崎風致地区	国立公園 赤穂御崎附近	266.8	211.9	40.0	14.9	海岸線の景観保護
尾崎宮山風致地区	尾崎地区の一部	33.5	32.5	—	1.0	史跡およびその周辺の森林保護
雄鷹台山高山風致地区	加里屋の一部、塩屋の一部、北野中の一部、木津の一部	632.2	438.2	148.0	46.0	丘陵の自然環境の保全
以良羅山風致地区	塩屋の一部、新田の一部	5.0	5.0	—	—	史跡およびその周辺の保護
船岡園風致地区	坂越湾内 妙見寺附近	17.5	17.5	—	—	樹木の保護と景観の保全
合計	6箇所	977.1	727.2	188.0	61.9	

② 都市計画施設

都市計画施設とは、将来の発展を予想して整備（道路であれば新設または現道の拡幅）を予定している生活や産業の基盤となる公共施設のことです。主な都市計画施設として、本市には道路、公園、下水道、ごみ処理施設、火葬場などの施設があります。

(1) 都市計画道路

本市の都市計画道路は、幹線街路25路線と特殊街路（自転車歩行者道など）5路線の計30路線、総延長49.06kmが計画されており、このうち35.06kmが改良済（整備率71.5%）となっています。

都市計画道路の改良済延長および整備率を幅員別にみると、広幅員道路（30m以上）の整備が遅れている状況にあります。

また、駅前広場は、JR播州赤穂駅とJR坂越駅で整備が完了し、JR有年駅は整備中です。

■都市計画道路の整備状況(2022年(令和4年)3月31日現在)

幅員別	路線数	延長 (km)			整備率 (%)
		計画	改良済	未改良	
30m以上~40m未満	3	13.64	4.96	8.68	36.4
22m以上~30m未満	1	2.70	2.70	0.00	100.0
16m以上~22m未満	7	9.94	8.24	1.70	82.9
12m以上~16m未満	13	19.97	16.93	3.04	84.8
4m以上~12m未満	6	2.81	2.23	0.58	79.4
合計	30	49.06	35.06	14.00	71.5

(2) 都市計画公園

本市の都市計画公園は、公園56箇所、緑地2箇所、墓園1箇所の計59箇所、また、その他都市公園として3箇所、水面を除く総面積247.71haが計画されており、このうち193.67haが開設済（開園率78.2%）となっています。

市民1人当たりの公園面積は約42.3㎡/人（2022年（令和4年）3月31日現在）と、全国平均（2020年度（令和2年度）末 約10.7㎡/人）を大幅に上回る水準であり、JR有年駅およびJR坂越駅周辺の土地区画整理区域内などでは、市民に身近な公園である街区公園が計画されています。

■都市計画公園の整備状況(2022年(令和4年)3月31日現在)

	種別	公園名	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	開園率 (%)
都市 計画 公園	街区公園	駅前町第1公園 ほか49公園	13.78	11.04	80.1
	近隣公園	東浜公園 ほか2公園	5.7	5.7	100.0
	総合公園	赤穂城跡公園 ほか1公園	28.6	19.5	68.2
	広域公園	県立赤穂海浜公園	71.7	71.7	100.0
	緩衝緑地	赤穂城南緑地	39.4 (41.8)	39.4 (39.4)	100.0 (94.3)
	都市緑地	千種川河川敷緑地	70.7 (222.2)	28.5 (28.5)	40.3 (12.8)
	墓園	赤穂高山墓園	10.0	10.0	100.0
都市 公園	その他 公園	赤穂元禄スポーツセンター ほか2公園	7.83	7.83	100.0
	合計		247.71 (401.61)	193.67 (193.67)	78.2 (48.2)

※()は、水面部を含む。

(3) 公共下水道

公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）の計画は、赤穂処理区（雨水1,189ha、汚水1,948ha）、福浦処理区（汚水32ha）、古池処理区（汚水3.4ha）、小島処理区（3.4ha）、大泊処理区（9.7ha）、はりま台処理区（汚水12.6ha）を設定し、事業を進めています。

汚水処理については、公共下水道事業のほか、分散立地している集落などの対策として農業集落排水事業や合併処理浄化槽設置整備事業を実施しています。これらを含めた下水道の普及率は99.5%です。

■下水道の普及状況(2022年(令和4年)3月31日現在)

行政人口に対する 下水道普及率	人口	下水道普及率
	45,754人	99.5%

※公共下水道のほか、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽を含む。

(4)ごみ処理施設

本市では、ごみ焼却場、粗大ごみ処理施設、リサイクル施設を備えた赤穂市美化センターが稼働しています。

(5)火葬場

本市では、火葬炉4基、汚物炉1基、動物炉1基を備えた赤穂市斎場が稼働しています。

③ 土地区画整理事業

土地区画整理事業とは、一定の区域について、土地利用計画に基づく公共施設の整備改善と宅地の開発をあわせて行うことにより、市街地の面的な整備開発を行うものです。

本市では、1951年（昭和26年）に計画された第一地区をはじめ、現在まで市街化区域の約33%を占める13地区で土地区画整理事業が計画され、整備済または整備中となっています。

■土地区画整理事業の実施状況(2022年(令和4年)3月31日現在)

地区名	施行者	目的	計画決定 年月日	事業認可 年月日	換地処分 年月日	施行面積 (㎡)
第一地区	市	都市改造	1952(S.27). 6.9	1954(S.29). 1.12	1960(S.35). 3.31	348,037
中洲地区	市	都市改造	1961(S.36). 7.12	1961(S.36). 12.4	1967(S.42). 7.4	261,945
駅北地区	組合	宅地開発	1963(S.38). 10.23	1964(S.39). 3.31	1969(S.44). 11.28	369,493
上仮屋地区	市	都市改造	1966(S.41). 7.14	1967(S.42). 7.4	1978(S.53). 2.28	274,918
尾崎地区	組合	宅地開発	1968(S.43). 9.18	1969(S.44). 2.18	1974(S.49). 11.29	388,680
東浜地区	個人	宅地開発	-	1970(S.45). 12.15	1971(S.46). 5.19 1971(S.46). 10.14	430,930
浜田地区	市	宅地開発	1972(S.47). 9.19	1978(S.53). 3.24	1987(S.62). 3.10	350,816
御崎地区	組合	宅地開発	1982(S.57). 3.23	1983(S.58). 2.8	1993(H. 5). 3.12	333,252
塩屋地区	市	宅地開発	1985(S.60). 11.12	1986(S.61). 5.26	2003(H.15). 7.4	698,520
有年地区	市	宅地開発	1998(H.10). 5.29	2001(H.13). 2.6	-	550,020
島田地区	組合	宅地開発	-	2005(H.17). 1.4	2009(H.21). 3.17	22,234
野中・砂子地区	組合	宅地開発	2003(H.15). 3.10	2005(H.17). 2.15	-	451,802
浜市地区	組合	宅地開発	2004(H.16). 5.14	2006(H.18). 10.13	-	222,250
合計			13地区			4,702,897

④ 地区計画

地区計画とは、地区の課題に応じた良好な市街地を形成するため、地域住民が主体となって、まちづくりに必要なルールを定めるものです。

本市では、尾崎地区と、現在土地区画整理事業が施行中である有年駅周辺地区、野中・浜市地区で地区計画が策定されています。

■地区計画の策定状況(2022年(令和4年)3月31日現在)

地区名称	位置	面積 (ha)	地区整備計画		
			面積 (ha)	地区施設	建築物等
有年駅周辺地区 地区計画	有年横尾の一部、 有年牟礼の一部、 有年原の一部	約61.1	約5.8	(道路) W=5.0m L=約430m W=6m L=約350m (公園) 1箇所 約0.16ha	-
野中・浜市地区 地区計画	北野中の一部、 南野中の一部、 砂子の一部、 浜市の一部	約99.0	-	-	-
尾崎地区 地区計画	尾崎の一部	約26.9	約26.9	-	建築物の用途・ 高さの制限

2-2 住民意向の把握

(1) 調査概要

調査対象	18歳以上の市民3,000人(住民基本台帳より無作為抽出)
調査期間	2021年(令和3年)10月12日(火)~11月8日(月)
回収率	53.2%(1,596票/3,000票)
主な調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・お住まいの地域のまちづくりについて ・今後の居住について ・将来イメージについて ・土地の利用について(方向性について) ・都市施設の整備について(道路、公園・緑地、その他都市施設など) ・都市防災について ・景観について

(2) 調査結果(意向の要旨)

【お住まいの地域のまちづくりについて】

項目	意識・意向
お住まいの地区の整備の満足度	「上・下水道の整備」の満足度が高い一方、「公共交通(鉄道・バスなど)の利便性」の満足度は低い。 「総合的にみた地区の住みやすさ」について、「満足、やや満足」と回答した人の割合が6割以上になる。

【今後の居住について】

項目	意識・意向
今後の居住予定	「今の所に住み続けたい」が7割を超え、「市内の他の地区に転居したい」、「他の市町に転居したい」、「会社都合の転勤などにより転居する予定(可能性)がある」が合わせて約1割。
今のところに住み続けたい理由	「住み慣れており、愛着のある土地だから」が多い。
転居したい理由	「駅やバス停が遠く、交通利便性が悪いから」、「買い物施設や医療・福祉施設が遠いなど、日常生活が不便だから」が多い。

【将来イメージについて】

項目	意識・意向
赤穂市全体の将来イメージ	「医療機関や福祉施設などが充実したまち」、「山や川など自然環境が豊かなまち」、「自然災害に強い安全なまち」を望む声が多い。
お住まいの地区の将来イメージ	「一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地」、「道路の沿道に店舗が建ち並ぶ利便性の高い地区」、「美しい山や川、海など自然や農地が多い地区」を望む声が多い。

【土地利用について】

項目	意識・意向
住宅地の土地利用について	「空き家の有効活用を進める」ことを望む声が多い。
工業系の土地利用について	「新しい企業が立地しやすい工業用地を整備する」ことを望む声が多い。
商業系の土地利用について	「新たに日常生活に必要な店舗が立地できるようにする」ことを望む声が多い。
農地の土地利用について	「優良農地は保全し、小規模農地や耕作放棄地は、市民農園などのオープンスペースとして、レクリエーションやコミュニティ空間として活用する」ことを望む声が多い。
山林・森林の土地利用について	「降水を貯蔵し、川の流量を安定させるなど、生物の生息の場として、健全な森林づくりと保全を進める」ことを望む声が多い。
総合的な土地の誘導・制限について	「市街地に加え、郊外においても土地利用の誘導・制限が必要である」ことを望む声が多い。

【都市施設の整備について】

項目	意識・意向	
道路整備や交通のあり方について	赤穂市全体	「狭い道路の多い地区の道路整備」、「歩行者の安全性や快適性に配慮した道路整備」を望む声が多い。
	お住まいの地区	「夜間の犯罪や事故を防ぐための防犯灯・街灯の整備」を望む声が多い。
公園・緑地の整備について	赤穂市全体	「災害時の避難地となる公園の防災機能の向上や整備」を望む声が多い。
	お住まいの地区	「災害時の避難地となる公園の防災機能の向上や整備」を望む声が多い。
道路、公園・緑地以外の都市施設の整備について	赤穂市全体	「福祉施設」や「診療所・病院」、「スポーツ・レクリエーション施設」を望む声が多い。
	お住まいの地区	「現状のままで問題ない」が多い。

【都市防災について】

項目	意識・意向	
災害に対する備えについて	赤穂市全体	「避難地・避難路の整備」や「建築物の不燃化・耐震化」、「堤防の整備」を望む声が多い。
	お住まいの地区	「避難地・避難路の整備」を望む声が多い。

【景観について】

項目	意識・意向
景観に対する取組で重要だと思うことについて	「古いまちなみなどの特色のある歴史的景観の保全」や「森林や農地などの自然景観や田園風景を守る」ことを望む声が多い。

2-3 上位計画の整理

1 県の上位計画

(1) 西播磨地域都市計画区域マスタープラン（2021年（令和3年）3月策定）

西播磨地域都市計画区域マスタープランは、本市が含まれる西播都市計画区域をはじめ、中播都市計画区域、山崎都市計画区域、西播磨高原都市計画区域を対象として、兵庫県が広域的見地から、区域区分の有無、根幹的な都市施設の整備方針などを定めたものです。

目標年次	2025年(令和7年)
都市計画の目標	<p>【都市計画の基本的な視点】 本格的な人口減少や少子高齢化の進行など、環境が大きく変化する時代の転換期において、安全・安心で魅力あるまちづくりを総合的に展開するため、まちづくり基本方針(「安全・安心」、「環境との共生」、「魅力と活力」、「自立と連携」)に即し、地域が主役となった持続可能な地域の形成に向けた都市づくりを進める。</p> <p>【都市づくりの基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全、安心な都市空間の創出 ・地域主導による都市づくり ・持続可能な都市構造の形成
目指すべき都市構造	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的に東播磨、西播磨地域の中心として発展してきた姫路市中心部の広域都市機能の更新、強化及び国際的な観光交流の促進をする。 ・地域の持つ先端科学技術基盤の活用やものづくり企業の連携等により産業競争力の強化を図る。 ・人口減少が予想されるため、公共交通ネットワークによる都市機能集積地区間の連携強化により、都市機能の相互補完を行い、地域全体で都市機能の確保を図る。 ・交流人口の増加による地域の活性化に向け、広域交通ネットワークの強化による滞在型観光等の広域的な交流の促進を図る。 ・利便性の高い駅周辺の高度利用等を図り、一定の人口を維持する。 ・住宅地周辺のまとまりのある農地など将来にわたり保全することが適当な農地の保全・活用を推進する。 ・自然災害の発生するおそれのある区域は、災害リスク等を総合的に勘案し、必要に応じて市街化調整区域や立地適正化計画における居住誘導区域外とし、市街化を抑制する。 ・地域主導による集落の機能維持や地域の活性化を促進する。 ・コミュニティバス等による市街地エリアの都市機能集積地区等との連携を維持・確保し、活力を維持する。 ・本地域を形づくる音水ちくさ県立自然公園、西播丘陵県立自然公園、播磨中部丘陵県立自然公園、雪彦峰山県立自然公園、笠形山千ヶ峰県立自然公園、氷ノ山後山那岐山国定公園等の山々、市川、揖保川、千種川等の河川、瀬戸内海国立公園の海岸線等からなる広域的な水と緑のネットワークを維持保全する。
区域区分の有無	西播都市計画区域は、市街地が連たん又は分布し、依然として開発圧力が存在するため、無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的な市街化の誘導を図る必要があることから、引き続き区域区分を定める。

■参考図



※播磨臨海地域道路については、検討中のため具体的なルートを表示していません。

2 市の上位計画

(1) 2030赤穂市総合計画(2020年(令和2年)11月策定)

2030赤穂市総合計画は、本市のまちづくりの長期的な方向性を定めたものであり、議会の議決を経た市政運営の根幹となる計画です。

計画期間	2021年度(令和3年度)~2030年度(令和12年度)の10年間
将来像	<p style="text-align: center;">自然と歴史に生まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち</p> <p>「自然と歴史に生まれ」 瀬戸内海国立公園の美しい海岸線、名水百選にも選ばれた清流千種川、時を超えて語り継がれる赤穂義士、日本遺産に認定された赤穂の塩・北前船寄港地のストーリー、古代ロマンあふれる有年の遺跡など、誰もが癒され、楽しめる本市の多様な自然・歴史資源を大切にするとともに、これら地域資源を活用しながら、次世代へ継承していきます。</p> <p>「笑顔と希望あふれる」 市民の誰もが、将来にわたって、自分らしく、生きがいをもって心地よく暮らせる、笑顔と希望があふれるまちを目指します。 ひとりの笑顔がみんなの笑顔につながる共生のまちづくりを進めます。</p> <p>「活力のあるまち」 市民の誰もが、元気いっぱい活躍している姿の実現と、赤穂の魅力の発信による交流や産業の振興によるにぎわいのあるまちを目指します。</p>
将来都市像を実現するための4つの柱	<ol style="list-style-type: none"> 1.「安心」誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり 2.「快適」自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり 3.「元気」産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり 4.「人」歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり
目標人口	2030年(令和12年):42,000人
土地利用の基本的方向	<p>【土地利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都市生活エリア:機能的な生活基盤の維持・充実と、それぞれの地域特性に沿った利便性や快適性の向上を図ります。 ● 都市機能エリア:市域内外からの利用を想定した行政機能、商業機能、居住機能の集積を促進します。 ● 田園生活エリア:農業振興を促進し、地域活力の維持・向上を図るとともに、田園風景の保全に努めます。 ● 産業エリア:生産基盤となる港湾や道路の機能維持を図るとともに、産業の立地促進を図り、生産機能を高めます。また、未利用地の有効活用について検討していきます。 ● 臨海景勝エリア:自然やまちなみの景観と調和を図りながら、自然や歴史と人がふれあう交流の場として整備、活用に努めます。 ● 自然環境エリア:災害防止、水資源のストック、大気浄化など、森林の持つ機能保全に努めるとともに、健康づくりとレクリエーションの場としての活用を促進します。 ● 土地利用検討エリア:車両輸送の玄関口となる山陽自動車道赤穂IC周辺において、新たな産業の集積地をはじめとした利活用を検討していきます。

【機能軸（ライン）】

- **広域交流ライン**: 広域的なアクセス機能と通勤、通学などの市民の日常生活を支える役割を果たします。また、山陽自動車道と国道は、災害時の緊急輸送路の役割を果たします。
- **産業交流ライン**: 赤穂港から「産業エリア」、山陽自動車道赤穂ICまでの沿線において、産業の交流と活性化を促進する役割を果たします。
- **生活文化交流ライン**: 市域の南北生活圏を結び、生活と文化の交流を促進する役割を果たします。
- **観光交流ライン**: 東部「臨海景勝エリア」の瀬戸内沿岸地域における観光機能の活性化と交流を促進する役割を果たします。
- **都市機能交流ライン**: 「都市機能エリア」を縦断し、都市活動の活性化を促進する役割を果たします。市民および観光客に親しまれる、本市のシンボルロードとしての役割を果たします。赤穂港との有機的な連携を図る役割を果たします。

土地利用の基本的方向



凡例

- | | | | |
|---|---|--|--|
| 都市生活エリア | 田園生活エリア | 臨海景勝エリア | グリーンベルト |
| 都市機能エリア | 産業エリア | 自然環境エリア | 土地利用検討エリア |

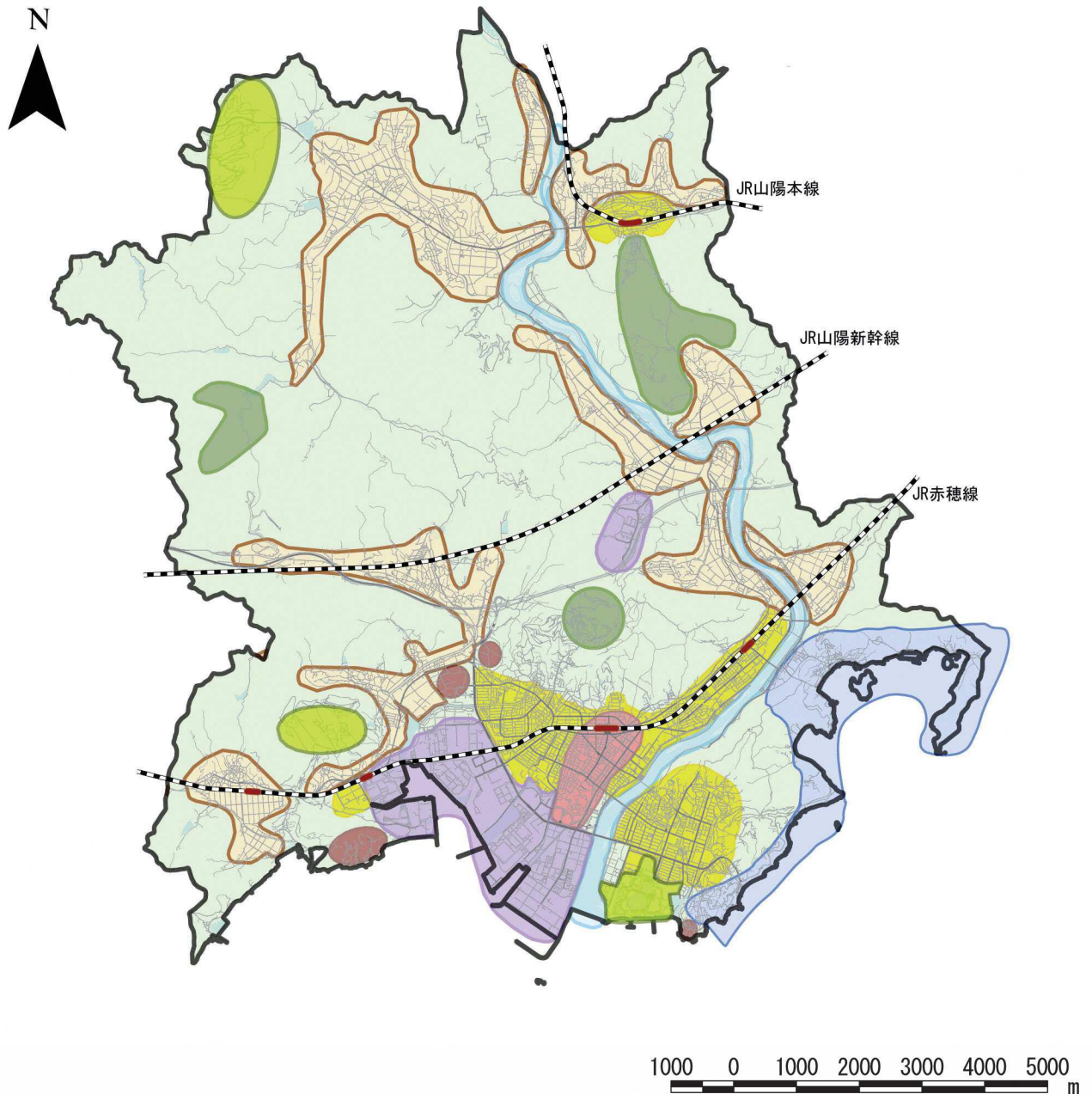
(2) 赤穂市国土利用計画（第五次）（2022年（令和4年）1月策定）











赤穂市国土利用計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、長期にわたって安定し、かつ調和ある土地利用を確保することを目的として、市域における土地利用に関して必要な事項を定めるものであり、本市における土地利用の基本的指針となります。

目標年次	2030年度（令和12年度）
基本方針	<p>【量的調整における基本的方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市的土地利用については、未利用地の有効利用による合理化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成と再生を図る。 ・自然的土地利用については、適切な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る。 ・自然的利用から都市的利用への転換については、その必要性や環境への影響について事前に十分調査を行うものとする。 <p>【質的向上における基本的方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全、安心に暮らせる市民生活の確保 ・自然と共生する資源循環型社会の実現 ・快適で潤いのある生活環境の整備 ・交流基盤の整備と魅力ある都市環境の形成 ・心の豊かさを実感できる美しいまちづくり ・土地利用の総合的マネジメント
土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎となる目標年次の人口:42,000人 ・2030年(令和12年)において、農地814ha(2020年(令和2年):847ha)、森林8,052ha(2020年(令和2年)8,065ha)、住宅用地486ha(2020年(令和2年)460ha)、工業用地252ha(2020年(令和2年)219ha)等
地域区分ごとの土地利用の目標	<p>【北部地域】…有年地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道2号バイパスの建設など幹線道路の整備や土地区画整理事業等によって、新しい市街地の形成に努める。 ・貴重な古代遺跡群の保存整備を図りながら生産、生活、文化が一体となった新しい都市圏を形成する。 ・農地の保全に努め生産性の向上を図る。 ・豊かな森林の保全・育成に努めるとともに、市民と自然とのふれあいの場として森林環境を活かしたレクリエーション機能の充実を図る。 <p>【中部地域】…高雄地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産基盤を活かし、ゆとりと潤いある田園生活を楽しめる環境整備に努める。 <p>【南東部地域】…坂越地区のうち千種川以東の区域および尾崎・御崎地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境や景観との調和を図りながら道路整備などを進める。 ・坂越地区に残されている歴史的まちなみの保全に努める。 ・尾崎地区の旧市街地については、防災面から密集住宅市街地整備を促進する。 ・御崎地区周辺については、地域資源を活かした土地利用を促進する。 <p>【南部中央地域】…坂越地区のうち千種川以西の区域および赤穂・城西地区、塩屋地区および西部地区のうち福浦地区を除く区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地については、城下町の歴史的遺産を活かした景観形成に努める。土地区画整理事業の推進により、都市機能の集積を図る。住宅地の確保や各種公共施設、都市的サービス施設等の充実を図る。既存市街化区域内農地は、段階的に都市的土地利用への転換を促進する。千種川や加里屋川等の親水空間の形成を進め、潤いのある快適な都市環境の実現に努める。 ・臨海地域については、生産基盤の機能維持とともに未利用地の有効活用を図る。 ・市街地外縁部に広がる山陽自動車道赤穂IC周辺の農用地については、土地の生産性や営農実態、立地条件等を踏まえながら、地区計画制度等を活用し、民間事業者と連携して都市的土地利用への転換を検討する。森林については保全することを原則としつつ、市街地に近接した地区については、必要に応じて公園など都市的土地利用への転換を検討する。

	<p>【南西部地域】…福浦地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の保全に努め生産性の向上を図る。 ・恵まれた海岸線を有していることから、自然環境の保全に努めるとともに、都市的土地利用も検討する。
土地利用区分	<p>【都市生活エリア】 南部市街地を中心とした比較的人口密度の高い地域、JR坂越駅およびJR有年駅周辺等を都市生活エリアとして位置づけ、快適で機能的な生活基盤が整備され、生活環境が充実した利便性が高い地域とする。</p> <p>【都市機能エリア】 赤穂城から加里屋地区、JR播州赤穂駅を経て駅北地区に至る南北軸を中心とした地域を都市機能エリアとして位置づけ、行政機能、商業機能、居住機能等が集積する地域とする。</p> <p>【田園生活エリア】 千種川流域、国道2号沿い、福浦地区等に広がる農地や農業集落地域を田園生活エリアとして位置づけ、農業生産基盤を活かして、ゆとりと潤いのある田園生活を楽しめる地域とする。</p> <p>【産業エリア】 緩衝緑地帯以南の旧塩田跡地を中心に広がる工業地域および清水地区を産業エリアとして位置づけ、産業生産基盤となる港湾や道路の機能維持を図るとともに、未利用地の有効活用や企業の立地促進を図り、生産機能を高める地域とする。</p> <p>【臨海景勝エリア】 臨海地域のうち、千種川以東を臨海景勝エリアとして位置づけ、自然環境やまちなみ景観との調和を図りながら、自然と人が交流し、ふれあう場として整備、活用を図る地域とする。</p> <p>【自然環境活用エリア】 赤穂ピクニック公園やふれあいの森周辺の森林を自然環境活用エリアとして位置づけ、緑豊かな森林環境を活かしたレクリエーション機能の充実を図り、市民が自然にふれあい、楽しむ場として利用できる地域とする。</p> <p>【自然環境保全エリア】 緑豊かな森林環境が残されている地域であり、自然環境、自然景観資源として保全に努めるとともに、水源のかん養や山地災害の防止等の機能増進を図るエリアとして位置づける。</p> <p>【水辺空間保全・活用エリア】 本市の骨格を形成する千種川を水辺空間保全・活用エリアとして位置づけ、水辺環境の保全に努めるとともに、市街地隣接部においては都市緑地として活用を図る地域とする。</p> <p>【レクリエーションエリア】 ゴルフ場および県立赤穂海浜公園周辺については、周辺環境との調和を図りながら、広域的なスポーツ、レクリエーション活動の拠点となるエリアとして位置づける。</p> <p>【土地利用検討エリア】 山陽自動車道赤穂IC周辺農地等は、地区計画等を用いて、民間活力による産業基盤の整備を進めるとともに、福浦地区および御崎地区等においても、新たな土地利用を展開できるよう検討する。</p>

土地利用構想図



凡例					
	都市生活エリア		臨海景勝エリア		水辺空間保全・活用エリア
	都市機能エリア		自然環境活用エリア		レクリエーションエリア
	田園生活エリア		自然環境保全エリア		土地利用検討エリア
	産業エリア				

※赤穂市国土利用計画(第五次)(2022年(令和4年)1月策定)を基に作成

2-4 都市づくりの課題

赤穂市の概況、住民意向の把握、上位計画などの整理を踏まえ、今後の都市づくりにおいて、以下の課題に対応していく必要があります。

①人口対策・産業に関する課題

- 人口や産業の変化に対応して、都市機能が維持できるよう、市街地整備された駅周辺を中心とした市民生活を支えるサービス機能を確保した利便性の高い都市づくり（コンパクトな都市づくり）に向け、都市構造や土地利用のあり方の検討、住み続けたいくなるような居住環境、生活環境、企業の立地など定住基盤の充実が必要です。

②土地利用に関する課題

- JR播州赤穂駅周辺の中心市街地においては、本市の中心拠点として、行政、商業・業務、医療、交通などの多数の人が利用する施設の維持や歴史文化的遺産を活用した、居住や交流に必要な機能が必要です。
- 中心市街地周辺の市街化区域内において、土地区画整理事業による宅地化を促進し、地区計画制度などを活用した、地域の実情に応じた良好な居住環境が必要です。
- 市街化調整区域内を中心に、人口減少が進み、空き家、空き地、耕作放棄地の増加、農業生産基盤の未整備地区が一部あることから、地域活力の低下の懸念があります。既存集落の維持、活性化のため、豊かな自然と営農環境を保全、防災などの安全性に配慮しつつ、特別指定区域制度や農業生産基盤事業などを活用した地域の実情に応じた土地利用が必要です。
- 区域区分については、土地利用状況や開発動向、人口推移などを踏まえながら、地域の実情に応じた見直しが必要です。

③交通ネットワークに関する課題

- 都市計画道路として計画されている30路線のうち、71.5%（2022年（令和4年）3月31日現在）が整備されていますが、未整備区間や事業中区間の都市計画道路については、整備を促進し、市内幹線道路の更なるネットワークの向上が必要です。
- 交通需要などの変化に伴い、当初の必要性が低下した都市計画道路については、必要に応じて計画の見直しが必要です。
- 鉄道、バスなどの公共交通については、通勤通学者や交通弱者の移動手段として、路線の維持や利便性の向上などが必要です。

④水とみどり(自然環境・公園・緑地)に関する課題

- 瀬戸内海国立公園の美しい海岸線や、国指定史跡の赤穂城跡や赤穂義士ゆかりの史跡、歴史的なまちなみなど、豊かな自然環境や歴史的風土があり、これらの維持保全に取り組む必要があります。
- 1人当たりの公園面積は、全国平均を大きく上回っており、土地区画整理事業施行区域内で計画されているJR有年駅およびJR坂越駅周辺では、今後の宅地化の状況などに応じた整備が必要です。

- 既設公園については、公園施設長寿命化計画に基づく遊具の更新や適切な維持管理が必要です。また、少子高齢化に伴い、利用者や維持管理の担い手がいない、利用が少ない児童遊園などもみられることから、周辺施設の状況および類似機能施設の配置状況や市民ニーズなど、多方面から総合的な検討を行い、児童遊園について見直します。
- 赤穂城跡公園は国史跡指定から50年が経過し、本市のシンボルにふさわしい観光客など来訪者向けの魅力的な空間として、整備だけではなく魅せる施策が求められます。

⑤生活環境(下水道・公共施設など)に関する課題

- 生活排水処理施設(下水道)の普及率は、99.5%(2022年(令和4年)3月31日現在)で、衛生的で快適な市民生活が確保されています。下水道については、施行中の土地区画整理事業区域などでの整備や、既存施設の老朽化対策、長寿命化、耐震化などが求められます。
- 再生可能エネルギーの活用や温室効果ガスの削減、脱炭素社会の実現、資源循環型社会の構築などの環境問題への意識の高まりを踏まえ、公共施設への省エネ化の導入が求められます。

⑥景観形成に関する課題

- 瀬戸内海国立公園の美しい海岸線や、国指定史跡の赤穂城跡や赤穂義士ゆかりの史跡、歴史的なまちなみなど、豊かな自然環境や歴史、文化を優れた市街地景観として保全するとともに、地域の魅力的な観光資源として活用していく必要があります。

⑦市街地整備に関する課題

- JR播州赤穂駅周辺の中心市街地においては、商店街の集客力の低下や空き店舗、空き地などの増加が顕在化しています。空き店舗活用によるぎわいづくりや担い手育成を進める必要があります。
- 道路や建築物、公共交通機関のバリアフリー化など、誰もが生活しやすい都市づくりを推進する必要があります。
- JR有年駅周辺およびJR坂越駅周辺においては、土地区画整理事業を推進し、少子高齢化に対応した生活機能の集積、防災性の向上、ユニバーサル社会に対応した都市づくりを進め、快適で機能的な居住基盤を形成する必要があります。
- 山陽自動車道赤穂IC周辺など立地優位性を有する地区については、産業基盤の整備について検討を進める必要があります。
- 空き家対策の推進や老朽建築物の耐震化の必要があります。
- 住宅地においては、新型コロナウイルス感染症などによるテレワークの普及や二地域居住をはじめとする多様な居住スタイルなど、市民のニーズに合わせた空き家の利活用を進める必要があります。

⑧防災に関する課題

- 南海トラフ地震などの地震災害や、予想を超える台風や豪雨による風水害、土砂災害に備えるため、防災インフラの整備、強靱な市街地の整備などのハード面とともに、地域防災力の向上や防災体制の充実などのソフト面の充実が必要です。

第3章 目指すべき都市像

3-1 赤穂市の将来像

1 将来の都市像

赤穂市都市計画マスタープランは、兵庫県が策定する「西播磨地域都市計画区域マスタープラン」、本市が策定する「2030赤穂市総合計画」、「赤穂市国土利用計画」などの上位計画の将来像や、方針、目標などを実現するための都市計画分野における計画です。そのため、第2章で整理した上位計画の理念、都市づくりの課題を踏まえ、都市づくりの視点と将来の都市像を次のように設定します。

■上位計画(将来像・方針・目標など)

○西播磨地域都市計画区域マスタープラン

【都市づくりの基本理念】

- ・安全、安心な都市空間の創出
- ・地域主導による都市づくり
- ・持続可能な都市構造の形成

○2030赤穂市総合計画

【将来像】

自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち

【将来都市像を実現するための4つの柱】

- 1.「安心」誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり
- 2.「快適」自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり
- 3.「元気」産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり
- 4.「人」歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

○赤穂市国土利用計画

【量的調整における基本的方向】

- ・都市的土地利用については、未利用地の有効利用、良好な市街地の形成と再生を図る
- ・自然的土地利用については、適切な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る
- ・自然的利用から都市的利用への転換については、その必要性や環境への影響について事前に十分調査を行う

【質的調整における基本的方向】

- ・安全、安心に暮らせる市民生活の確保
- ・自然と共生する資源循環型社会の実現
- ・快適で潤いのある生活環境の整備
- ・交流基盤の整備と魅力ある都市環境の形成
- ・心の豊かさを実感できる美しいまちづくり
- ・土地利用の総合的マネジメント

■都市づくりの課題

【人口対策】

- ・市街地整備された駅周辺を中心とした市民生活を支えるサービス機能確保した利便性の高い都市づくり
- ・居住環境、生活環境、企業の立地など定住基盤の充実

【土地利用】

- ・中心市街地における居住や交流に必要な機能を確保
- ・中心市街地周辺の市街化区域における地域の実情に応じた良好な居住環境の形成
- ・市街化調整区域における豊かな自然と営農環境を保全しながら既存集落の維持、活性化に向けた土地利用形成
- ・地域の実情に応じた区域区分の見直し

【交通ネットワーク】

- ・都市計画道路の整備促進による市内幹線道路のネットワーク向上
- ・交通需要の変化に伴う都市計画道路の見直し
- ・鉄道、バス路線などの公共交通機関の維持、利便性の向上

【水とみどり】

- ・豊かな自然環境や歴史的風土の保全
- ・土地区画整理事業施行区域内で計画されている公園について今後の宅地化の状況などに応じた整備
- ・既設公園の適切な維持管理、遊具更新、児童遊園の見直しの検討
- ・赤穂城跡公園の魅力的な空間づくり

【生活環境】

- ・下水道施設の老朽化対策、長寿命化、耐震化
- ・公共施設の省エネ化

【景観形成】

- ・歴史的景観や自然的景観の保全と観光資源として活用

【市街地整備】

- ・JR播州赤穂駅周辺のにぎわいづくり、担い手育成
- ・JR有年駅周辺およびJR坂越駅周辺における土地区画整理事業の推進
- ・山陽自動車道赤穂IC周辺など立地優位性を有する地区における産業基盤整備の検討
- ・空き家対策の推進、老朽建築物の耐震化
- ・多様な居住スタイルに合わせた空き家の利活用

【防災】

- ・減災力の向上のための防災インフラの整備、強靱な市街地の整備などのハード面の充実
- ・地域防災力の向上や防災体制の充実などのソフト面の充実



■都市づくりの視点

視点①:都市機能の誘導と交通ネットワークの形成などによる持続可能な都市づくり

行政、医療、文化などの施設が集積したJR播州赤穂駅周辺へは、商業・業務などの都市機能を誘導します。JR有年駅およびJR坂越駅周辺においては、商業、医療、福祉など居住に必要な生活機能を誘導します。また、JR播州赤穂駅周辺を市の中心的な拠点、JR有年駅およびJR坂越駅周辺をJR播州赤穂駅のハブ拠点とし、それぞれと各地域を交通ネットワークの整備により、日常生活に必要な機能の確保、既存の集落におけるコミュニティを維持し、誰もが安心して暮らすことのできる環境、にぎわいや生活の質の向上を民間との連携により推進します。あわせて、都市基盤施設の維持管理、更新の効率化、重点化により持続可能な都市づくりを進めます。

視点②:地域の資源や活力を活かした都市づくり

瀬戸内海国立公園の美しい海岸線や、国指定史跡の赤穂城跡や赤穂義士ゆかりの史跡、歴史的なまちなみ、豊かな自然環境や歴史的風土、県立赤穂海浜公園などの文化、スポーツ、レクリエーション空間をはじめとする地域資源を活かした都市づくりを市民との協働により推進し、居住地としての魅力の向上や交流人口の拡大を促進します。

視点③:安心・安全な都市空間づくり

近々発生すると言われている南海トラフ地震をはじめ、頻発、激甚化している台風や豪雨による風水害、土砂災害に備え、減災力の向上のための防災インフラの整備、強靱な市街地の整備などのハード面の整備とともに、地域防災力の向上、防災体制を充実させるソフト面の整備や、災害危険性のあるエリアを考慮した都市づくりを進めます。

誰もが生活しやすいユニバーサル社会の実現に向け、道路や建築物、公共交通機関などの一体的なバリアフリー化を推進します。

新型コロナウイルス感染症を契機とした仕事の間を選ばない働き方（テレワークの進展など）や、都市や農村それぞれの地域に生活拠点を持つこと（二地域居住など）をはじめ、新しいライフスタイルに対応した都市づくり、重要性が再認識された公園、緑地、水辺空間、都市農地をはじめとするオープンスペースを活用した魅力的な都市空間やにぎわいの創出などを進めます。



■将来の都市像

自然・歴史・産業が育む 交流が盛んな活力あるまち 赤穂

2 将来の都市構造

都市構造は、計画的な都市づくりを行うため、土地利用と交通体系などを要素に都市のかたちを表したものです。

本市では、都市としての拠点を形成しながら、その拠点と地域間を交通ネットワークで機能的に連絡することにより、都市機能の集約と各地域の生活利便性を維持・向上していく「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造を目指します。

この都市構造により、人口減少社会の到来と少子高齢化などの社会状況の変化に対応しつつ、今後も持続的に発展する赤穂市の都市づくりを推進します。

そのため、下記に示すように、本市の都市づくりの核となる「拠点」、地域の特性や多様な役割を踏まえた「エリア」およびそれらを機能的・物理的に連絡する鉄道・道路の「機能軸（ライン）」を位置づけます。

■拠点

拠点名称	基本的方向
都市機能拠点	行政、交通、医療、文化などの施設が整備され、商業・業務などの都市機能が充実した地域。
生活機能拠点	鉄道駅などの交通結節点を生かして、商業、医療、福祉などの周辺地域の住民生活に必要な公共サービスを提供する地域。

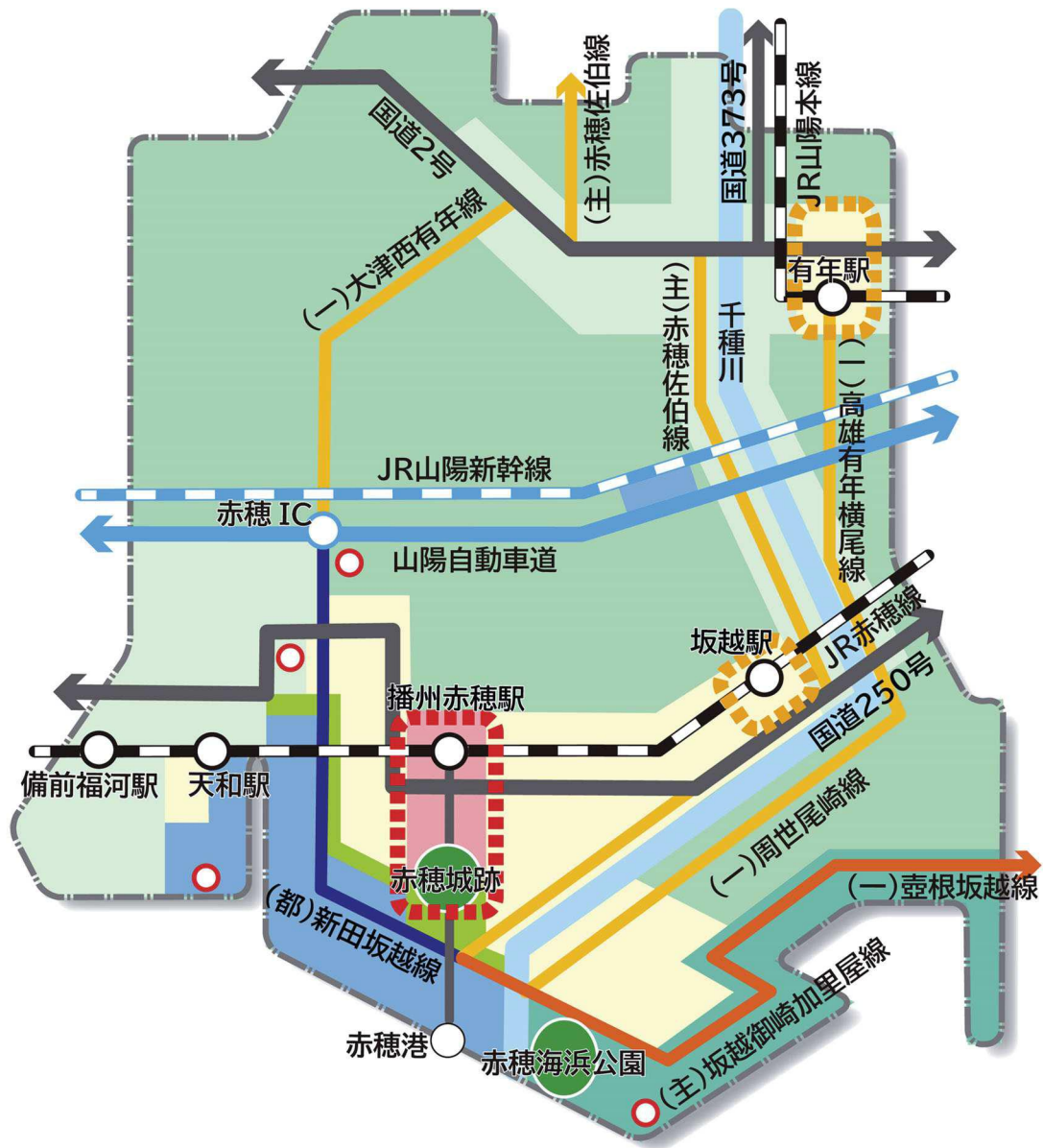
■エリア

エリア名称	基本的方向
都市生活エリア	機能的な生活基盤の維持・充実と、それぞれの地域特性に沿った利便性や快適性の向上を図ります。
都市機能エリア	市域内外からの利用を想定した行政機能、商業機能、居住機能の集積を促進します。
田園生活エリア	農業振興を促進し、地域活力の維持・向上を図るとともに、田園風景の保全に努めます。
産業エリア	生産基盤となる港湾や道路の機能維持を図るとともに、産業の立地促進を図り、生産機能を高めます。また、未利用地の有効活用について検討していきます。
臨海景勝エリア	自然やまちなみの景観と調和を図りながら、自然や歴史と人がふれあう交流の場として整備、活用に努めます。
自然環境エリア	災害防止、水資源のストック、大気の浄化など、森林の持つ機能保全に努めるとともに、健康づくりとレクリエーションの場としての活用を促進します。
土地利用検討エリア	車両輸送の玄関口となる山陽自動車道赤穂IC周辺や有年地区の国道2号沿道において、新たな産業の集積地をはじめとした利活用を検討していきます。 福浦地区東側の沿岸部や御崎地区の御崎灯台周辺において、新たな土地利用を検討していきます。

■機能軸(ライン)

ライン名称	位置づけ	役割
広域交流ライン	山陽自動車道、国道2号、国道250号および国道373号、ならびにJR山陽本線およびJR赤穂線を京阪神都市圏をはじめ全国とつなげる広域交流ラインと位置づけます。	広域的なアクセス機能と通勤、通学などの市民の日常生活を支える役割を果たします。また、山陽自動車道と国道は、災害時の緊急輸送路の役割を果たします。
産業交流ライン	山陽自動車道赤穂ICから都市計画道路新田坂越線を直結することによって産業交流ラインと位置づけます。	赤穂港から「産業エリア」、山陽自動車道赤穂ICまでの沿線において、産業の交流と活性化を促進する役割を果たします。
生活文化交流ライン	主要地方道赤穂佐伯線およびJR有年駅周辺地区と周世、高雄地区を經由し県立赤穂海浜公園に至る一般県道高雄有年横尾線、一般県道周世尾崎線、大津地区と西有年地区の国道2号を結ぶ一般県道大津西有年線を生活文化交流ラインと位置づけます。	市域の南北生活圏を結び、生活と文化の交流を促進する役割を果たします。
観光交流ライン	主要地方道坂越御崎加里屋線および一般県道壺根坂越線を観光交流ラインと位置づけます。	東部「臨海景勝エリア」の瀬戸内沿岸地域における観光機能の活性化と交流を促進する役割を果たします。
都市機能交流ライン	赤穂港から加里屋地区、JR播州赤穂駅を経て駅北地区に至る幹線道路を都市機能交流ラインと位置づけます。	「都市機能エリア」を縦断し、都市活動の活性化を促進する役割を果たします。市民および観光客に親しまれる、本市のシンボルロードとしての役割を果たします。赤穂港との有機的な連携を図る役割を果たします。

■将来都市構造



[凡 例]

● 拠点

都市機能拠点

生活機能拠点

● 土地利用

都市生活エリア
 田園生活エリア
 臨海景勝エリア
 グリーンベルト
 都市機能エリア
 産業エリア
 自然環境エリア
 土地利用検討エリア

● 機能軸(広域交流ライン)

山陽自動車道
 JR山陽新幹線
 国道
 JR山陽本線・JR赤穂線

● 機能軸(その他のライン)

産業交流ライン
 生活文化交流ライン
 観光交流ライン
 都市機能交流ライン

3-2 都市づくりのフレーム

1 将来人口の設定

国勢調査によれば本市の人口は、1985年（昭和60年）までは増加し、それ以降は約51,000人前後で横ばいに推移し、2000年（平成12年）以降減少傾向となっています。

近年、全国的に少子高齢化が進み、人口減少社会となり、本市の人口も減少すると予測され、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」（2018年（平成30年）推計）（以下「社人研推計」という。）では、2030年（令和12年）には41,000人程度と想定されています。

また、兵庫県による「兵庫県将来推計人口」（2019年（令和元年）推計）（以下「兵庫県推計」という。）では、2030年（令和12年）には39,000人程度と想定されています。

このように想定される中で、2030赤穂市総合計画に基づく人口減少対策や将来像の実現を通じて、人口減少の抑制へと導き、赤穂市都市計画マスタープランの目標年次に当たる2030年（令和12年）は、42,000人を目指すこととしています。

赤穂市都市計画マスタープランにおいても、2030赤穂市総合計画の目標人口を踏襲し、2030年（令和12年）に42,000人を目標人口とします。

■将来人口(2030赤穂市総合計画より)



(単位：人)

	国勢調査				推計		
	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)
社人研推計					46,326	43,792	41,081
兵庫県推計	52,077	51,794	50,523	48,567	45,477	42,212	38,852
目標人口							42,000

■将来人口の設定

	実績	目標年次
	2020年(令和2年)	2030年(令和12年)
人口	45,921人	42,000人

※実績は国勢調査による。

2 区域区分の設定

目標とする人口を確保するため、市南部に広がる市街地や臨海部においては、快適な生活環境の創出と市民の雇用を創出する産業の振興、また、市街地周辺の田園地域や臨海部の景勝地においては、地域の伝統やコミュニティを維持しつつ、自然環境や田園風景の保全を目指すため、市内全域を市街化区域と市街化調整区域に区分（区域区分）を設定します。区域区分を設定の上、都市機能を適正に配置し、地域にふさわしい社会資本の整備、開発行為や建築行為の適正な規制と誘導を行います。

人口が減少する中で、現行の市街化区域内には農地や未利用地などが多く残っています。そのため、新たな住宅市街地を開発するための市街化区域の編入は、原則として行わないものとします。

産業用地などを開発するための市街化区域への編入は、土地利用の動向を踏まえ、民間活力による産業基盤の整備など、計画的な市街化を図る上で特に必要な場合に行うものとします。また、拡大する区域は、既に市街地を形成している区域または計画的な市街地整備が行われる区域のうち、事業の妥当性および確実性を備えた必要最小限の区域とします。

現在、市街化区域内にあって、計画的な市街地整備の予定がなく、当分の間、市街化が見込まれない区域などで、周辺市街地に影響を及ぼさない区域については、市街化調整区域への編入も検討します。

3-3 都市づくりの目標

都市づくりの視点および将来の都市像「自然・歴史・産業が育む 交流が盛んな活力あるまち 赤穂」の実現に向けて、取り組むべき目標（都市づくりの目標）を次のとおり定めます。

■都市づくりの視点

視点①:都市機能の誘導と交通ネットワークの形成などによる持続可能な都市づくり

視点②:地域の資源や活力を活かした都市づくり

視点③:安心・安全な都市空間づくり

■将来の都市像

自然・歴史・産業が育む 交流が盛んな活力あるまち 赤穂

■都市づくりの目標

目標1:都市機能の誘導と良好な居住環境づくり

- ・ JR播州赤穂駅周辺、JR有年駅およびJR坂越駅周辺において、居住に必要な都市機能の誘導
- ・ 市街地整備された駅周辺に公共交通機関によりアクセスできる交通ネットワークの維持
- ・ 住み慣れた地域で安心して住み続けることができる環境づくり
- ・ 様々なライフスタイルに対応するための居住環境の整備や空き家の有効活用

目標2:水とみどりの豊かな都市空間づくり

- ・ 豊かな自然環境や歴史的風土、地域資源を活かした都市空間の形成
- ・ 自然環境、歴史環境の保全
- ・ 公園施設の維持管理の効率化および市民ニーズに応じた遊具更新

目標3:にぎわいのある地域産業の振興と活力ある都市づくり

- ・ JR播州赤穂駅周辺のにぎわいづくり、担い手育成による商業振興
- ・ 民間活力による産業基盤の整備検討
- ・ 農水産業の活動基盤の継承や農村、漁村集落環境の保全
- ・ 自然、歴史景観を活かした観光振興などによる活力ある交流の促進

目標4:誰もが安心・安全に暮らせる都市づくり

- ・ 防災インフラの整備、強靱な市街地の整備などのハード面の整備
- ・ 地域防災力の向上や防災体制の充実などのソフト面の整備
- ・ 高齢者など誰もが生活しやすいユニバーサル社会づくり

目標5:市民や事業者などとの協働による都市づくり

- ・ 市民、まちづくり活動団体、事業者がそれぞれの連携、協働による都市づくり

■都市づくりの目標

目標1:都市機能の誘導と良好な居住環境づくり

持続可能な都市づくりを進めるため、JR播州赤穂駅周辺、土地区画整理事業を進めているJR有年駅およびJR坂越駅周辺において、居住に必要な都市機能の誘導を進めます。

公共交通機関により駅をはじめ都市機能とアクセスできる交通ネットワークを維持します。

人口減少により既存集落の活力や居住環境が低下する懸念のある市街化調整区域では、コミュニティの維持や日常生活に必要なサービス機能を確保するなど、豊かな自然と営農環境を保全しながら、防災などの安全性にも配慮し、住み慣れた地域で安心して住み続けることができる環境づくりを進めます。

仕事の間を選ばない働き方（テレワークの進展など）や、都市や農村それぞれの地域に生活拠点を持つこと（二地域居住など）をはじめ、様々なライフスタイルに対応するための居住環境の整備や空き家の有効活用なども検討します。

目標2:水とみどりの豊かな都市空間づくり

近年では、公園、緑地、水辺空間、都市農地などのオープンスペースの重要性が再認識されています。また、水とみどりに関する市民のニーズが多様化してきていることを踏まえ、本市特有の瀬戸内海国立公園の美しい海岸線や、国指定史跡の赤穂城跡や赤穂義士ゆかりの史跡、歴史的なまちなみなど、豊かな自然環境や歴史的風土、地域資源を活かした都市空間の形成や自然環境、歴史環境の保全を進めます。あわせて、公園施設の維持管理の効率化および市民ニーズに応じた遊具を更新し、水とみどりの豊かな都市空間の形成を進めます。

目標3:にぎわいのある地域産業の振興と活力ある都市づくり

JR播州赤穂駅周辺の中心市街地において、市内外からの誘客による地域の活性化やにぎわいづくりのため、空き店舗活用や新たな担い手の育成などによる商業の振興を進めます。

山陽自動車道赤穂IC周辺など立地優位性を有する地区については、民間活力による産業基盤の整備を検討します。

農地の集積・集約や、農水産物の加工、特産品のブランド化および高付加価値化、地産地消の推進による農業、漁業の生産性、収益性の向上への支援により、農水産業の活動基盤の継承や農村、漁村集落環境を保全します。

瀬戸内海国立公園の美しい海岸線や、国指定史跡の赤穂城跡や赤穂義士ゆかりの史跡、歴史的なまちなみをはじめとする景観を活かした観光振興などを進め、活力ある交流を促進します。

目標4:誰もが安心・安全に暮らせる都市づくり

近々発生すると言われている南海トラフ地震をはじめ、頻発、激甚化している台風や豪雨による風水害、土砂災害に備え、減災力の向上のため、河川の改修や海岸施設の維持管理などの防災インフラの整備、老朽家屋が密集した地域の改善など強靱な市街地の整備によるハード面の整備を進めます。

また、地域防災力の向上や防災体制の充実によるソフト面の整備や、災害を受けやすい地域における宅地利用を制限するなど災害危険性のあるエリアを考慮した都市づくりを進めます。

JR播州赤穂駅周辺やJR有年駅およびJR坂越駅周辺において、道路や建築物、公共交通機関などの一体的なバリアフリー化によるハード面の環境整備とともに、コミュニティの形成や心のバリアフリーを目指したソフト面での施策を展開し、誰もが生活のしやすいユニバーサル社会づくりを進めます。

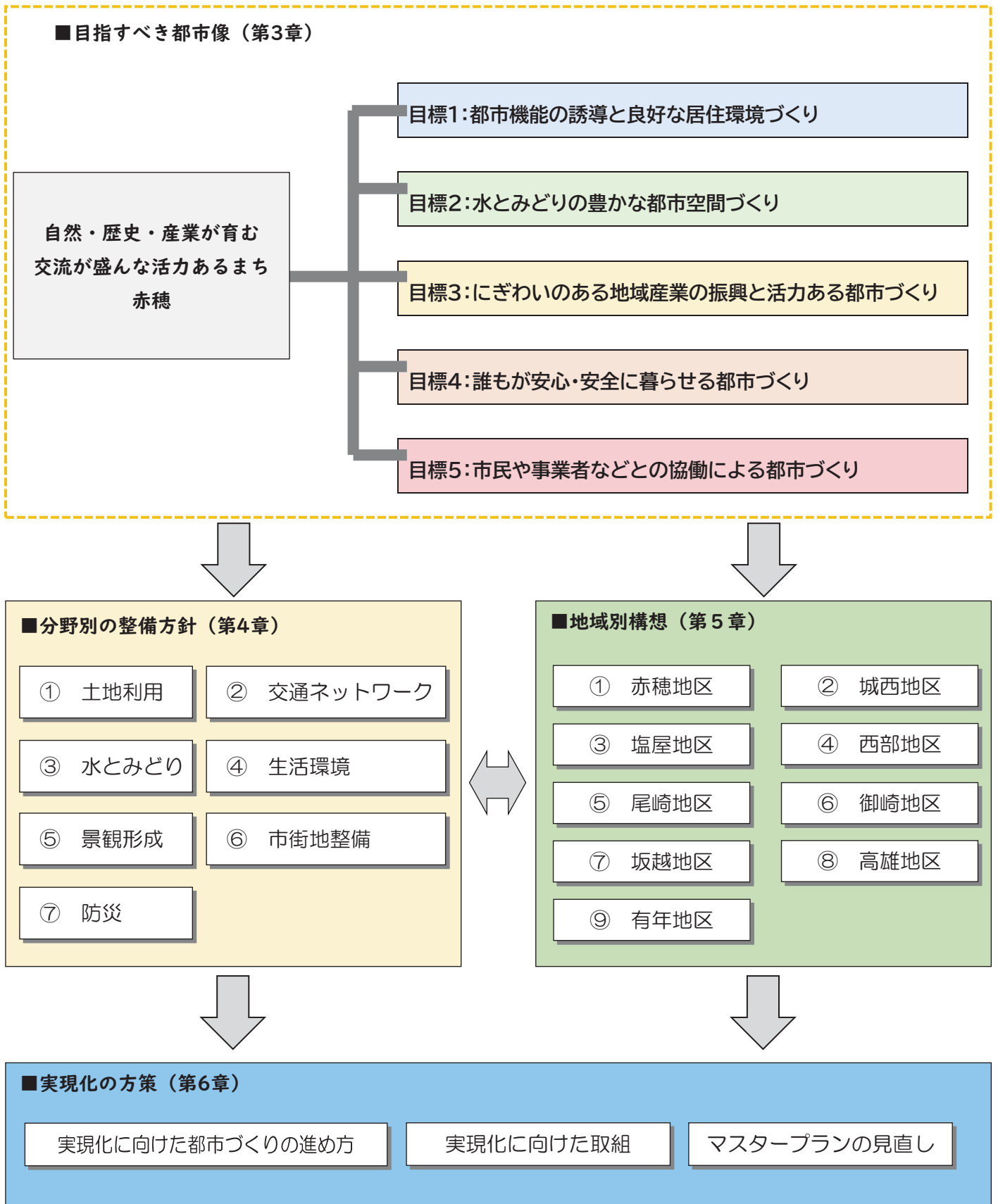
目標5:市民や事業者などとの協働による都市づくり

市民や事業者ニーズの多様化や、地域の実情に応じた課題に対応するため、市民、まちづくり活動団体、事業者がそれぞれ連携、協働しながら都市づくりを進めます。

また、すべての人が都市づくりに参画できるように、多様な機会の創出や積極的な情報発信を行います。

第4章 分野別の整備方針

目指すべき都市像の実現に向けて、都市づくりの目標に基づく整備方針を以下の「土地利用」「交通ネットワーク」「水とみどり」「生活環境」「景観形成」「市街地整備」「防災」の7つの区分別に整理します。



4-1 土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

医療、福祉、商業など、居住に必要な都市機能を市街化された駅周辺に誘導するとともに、既存集落における日常生活に必要なサービス機能を確保することにより、将来にわたって安心して暮らし続けられるように、現在の法的枠組み（区域区分や用途地域、地区計画、特別指定区域など）を基本としながら、計画的な土地利用による秩序ある都市づくりを進めます。

①計画的な土地利用の推進

- 区域区分（市街化区域・市街化調整区域）や地域地区の用途地域などを適正に運用するとともに、見直しを計画的に行います。
- 良好で秩序ある土地利用を進めるため、開発行為などの民間宅地開発に対する適正な指導、誘導を行います。
- 計画的な土地利用や地域の特性を活かした住民参加のまちづくりを推進するため、地区計画制度などを活用したまちづくりを進めます。
- 土地利用検討区域については、地域の特性を活かした民間活力による土地利用を検討します。
- 空き家、空き地などの未利用地について、適正な管理とともに、移住者の受け皿などとして利活用することを促進します。

②特別指定区域制度の活用

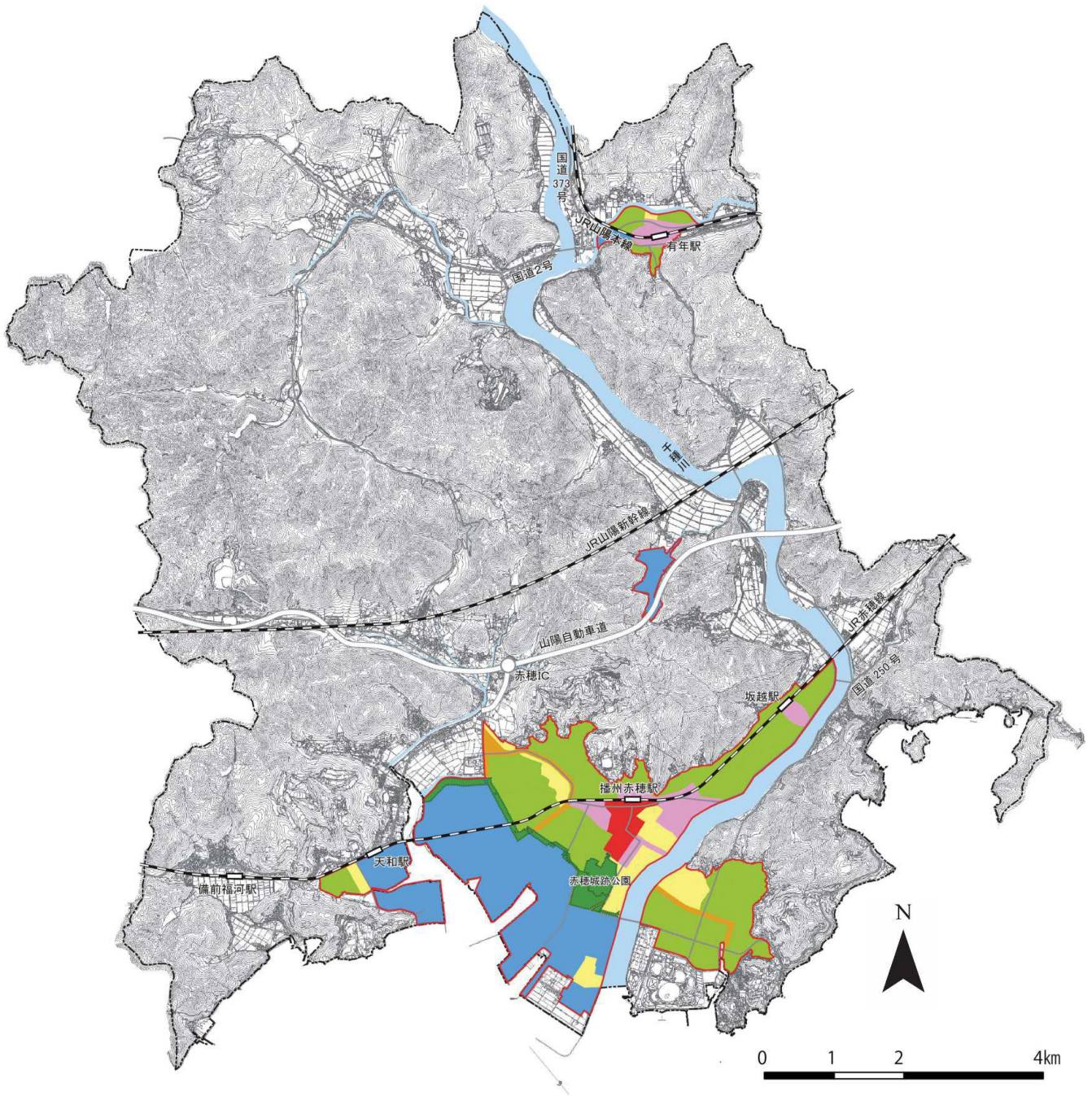
- 市街化調整区域での地域の実情に応じた土地利用を推進するため、土地利用計画を策定し、特別指定区域制度のメニューのうち「地域活力再生等区域（地縁者の住宅区域）」や「地域資源活用区域」、「複合型区域」の指定を行っています。今後も、既存集落の維持・活性化や、交流を促進するため、豊かな自然と営農環境を保全、防災などの安全性に配慮しつつ、特別指定区域制度を活用した地域の実情に応じた土地利用を推進します。

(2) 市街化区域における土地利用の誘導方針

市街化区域における土地利用の誘導方針について、土地利用の現状と将来都市構造を踏まえながら、以下に示す区分を設定し、考え方を整理します。

土地利用区分		誘導方針
住宅系	専用住宅地	住宅を中心とする良好な居住環境を形成する地域とします。 戸建住宅を主体とした低層住宅地や戸建住宅と共同住宅が調和する中低層住宅地として、用途の混在や建築物の高低差による環境悪化などを防止し、良好な居住環境を保全・向上させます。
	複合住宅地	居住環境を保全しつつ、店舗、事務所などが共存する地域とします。 旧集落の老朽化した木造住宅が密集している区域では、狹隘道路の改善などに加え、建築物の不燃化、耐震化の促進を誘導します。
商業系	中心商業業務地	赤穂城跡、歴史的なまちなみなど歴史的景観の保全・創出に配慮しつつ、駅前の利便性を生かした行政機能、商業機能、居住機能が集積する地域とします。 行政、交通、医療、文化などの居住や交流に必要な都市機能を維持しつつ、中心市街地としてのにぎわいの形成、商業・業務機能を充実させます。 民間活力を活かしながら、空き店舗や空き地の解消などにより、オープンスペースなど魅力的な公共空間を確保し、多様な人々の出会いの場、交流の場を提供する「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出します。
	商業業務地	中心商業業務地の役割を補完しつつ、市民の日常生活に必要な商業機能などが充実する地域とします。 JR有年駅およびJR坂越駅の周辺においては、鉄道駅などの交通結節点を生かして、商業機能などの充実や医療、福祉などの日常的な公共サービスの要求に対応する施設を誘導します。
	沿道サービス地	幹線道路に面する利便性を生かして、周囲の居住環境に配慮しつつ、幹線道路の沿道にふさわしい業務の利便性が増進する地域とします。 無秩序な土地利用を防止し、住宅と商業施設との適正な共存を誘導します。
工業系	工業地	工業系施設の集積を誘導し、製造業などの操業環境を保全する地域とします。 地域振興に資する工場や既存事業所の拡張の推進や既存工場の留置に努めます。

■市街化区域における土地利用の誘導方針



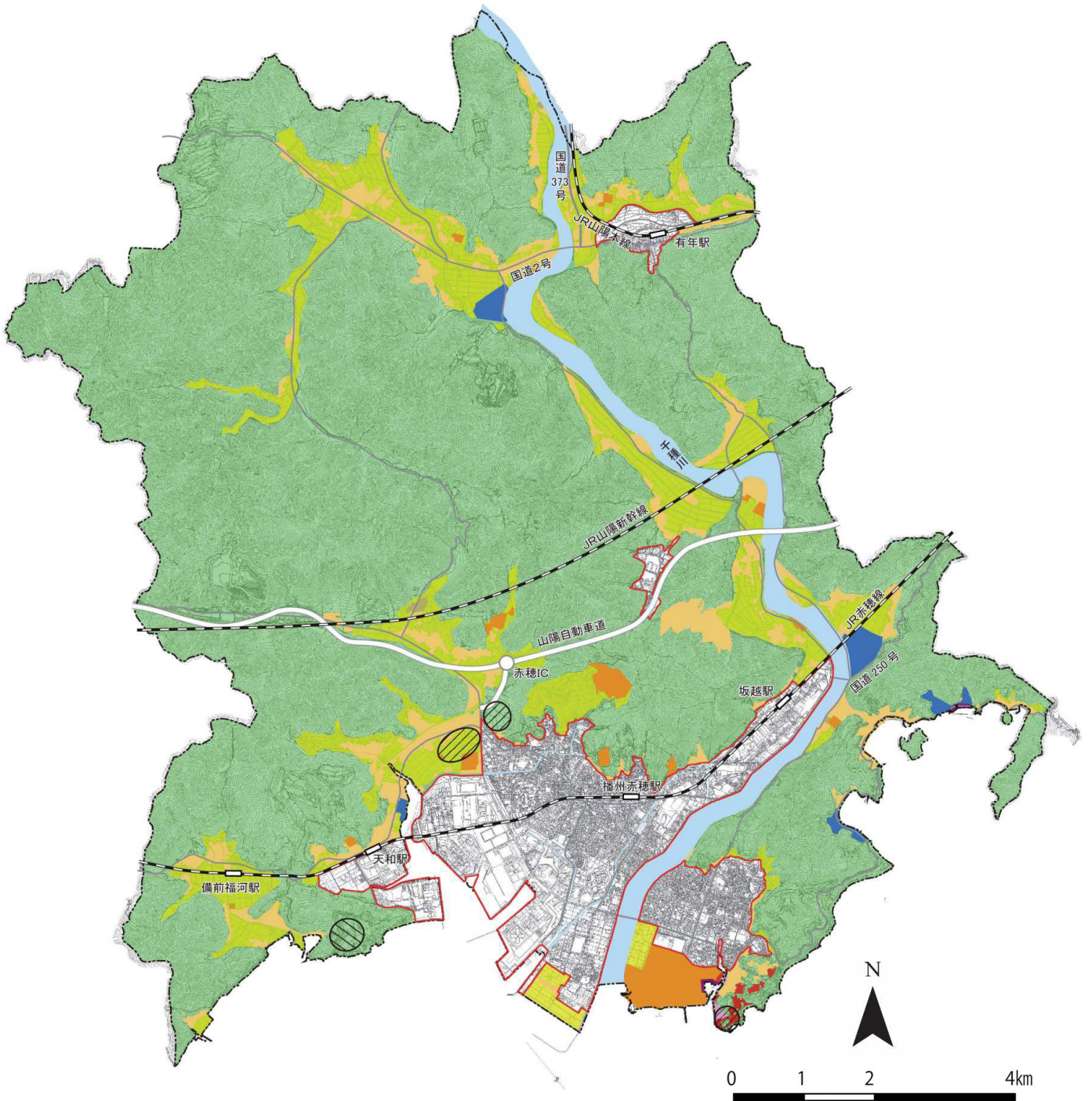
【凡 例】		
● 土地利用	● 都市施設等	----- 行政界・都市計画区域界
■ 専用住宅地	—+— 鉄道	□ 市街化区域界
■ 複合住宅地	—○— 自動車専用道路	
■ 中心商業業務地	—+— 主要幹線道路等	
■ 商業業務地	■ 公園・緑地	
■ 沿道サービス地		
■ 工業地		

(3) 市街化調整区域における土地利用の誘導方針

市街化調整区域における土地利用の誘導方針について、土地利用の現状と将来都市構造を踏まえながら、以下に示す区分を設定し、考え方を整理します。

土地利用区分	誘導方針
集落区域	<p>既存の住宅を中心に、良好な生活環境を保全・創造すべき区域、生活の利便性や快適性を得るために生活関連施設や公共公益施設などの効率的整備を促進し、良好な居住環境の形成に配慮すべき区域とします。</p> <p>農業生産活動や集落との関連がなく、良好な集落環境の形成に支障を及ぼすような都市的土地利用や開発は抑制します。また、日常生活用品の販売など小規模な商業・業務施設の立地や既存集落のコミュニティと一体となった計画的な住宅供給を可能とし、周辺環境と調和がとれたゆとりのある生活空間の保全に配慮した低層を主とする建築物を誘導します。</p>
特定区域	<p>地域住民の日常生活に必要な施設や地域の活性化のため、周囲の営農環境や田園風景と調和した一定の開発を計画的かつ適正に誘導します。</p> <p>大規模な事業所などの立地する区域については、雇用の場の創出や定住促進に資する生産、流通、商業などの産業立地を可能とします。</p> <p>また、県立赤穂海浜公園東側や坂越港については、観光振興や漁業振興に資する施設（水産物の加工、製造施設、流通施設、販売施設や飲食店など）の立地誘導や、地域資源を活用した交流を促進します。</p>
農業区域	<p>農業を振興するとともに、農業の営みを通じて農地が持つ多面的な機能を発揮させます。農業生産活動や集落と関連のない土地利用や開発、施設整備のための土地利用転換を抑制し、優良農地を保全します。</p>
森林・保全区域	<p>森林としての土地利用を通じて、森林が持つ多面的な機能を発揮させます。特に、神社境内樹林地をはじめ優れた自然環境については、原則として開発行為などの土地利用の転換を禁止し、地域の貴重な資源として適正に管理します。</p> <p>自然とのふれあいを目的とした文化、レクリエーションの場として活用します。</p>
土地利用検討区域	<p>山陽自動車道赤穂IC周辺など立地優位性を有する地区において、民間活力による産業基盤の整備を検討します。</p> <p>また、福浦地区東側の沿岸部や、御崎地区の御崎灯台周辺において、新たな土地利用を展開・促進します。</p>

■市街化調整区域における土地利用誘導方針



【凡 例】		
● 土地利用	● 都市施設等	----- 行政界・都市計画区域界
■ 集落区域	—+—+— 鉄道	□ 市街化区域界
■ 集落区域(地域資源活用系)	○ 自動車専用道路	
■ 特定区域(工業系)	— 主要幹線道路等	
■ 特定区域(住宅系)		
■ 特定区域(公共施設系)		
■ 特定区域(地域資源活用系)		
■ 特定区域(港湾区域)		
■ 農業区域		
■ 森林・保全区域		
▨ 土地利用検討区域		

4-2 交通ネットワークの方針

(1) 基本的な考え方

市民生活の利便性および安全性の向上、産業振興、市内外の交流の活性化などのため、機能的で有機的な幹線道路ネットワークを形成し、市内各地区の自動車交通を円滑化します。また、関係機関と協力しながら道路交通基盤の計画的な維持管理、整備にも取り組みます。

高齢者や障がい者などの移動手段を確保するため、地域の実情に合わせた交通体系を整備し、都市機能拠点や生活機能拠点に容易にアクセスできるネットワークを形成します。

(2) 公共交通の整備方針

- JR有年駅においては、鉄道、バス、タクシーなど公共交通機関の利便性を向上させるため、駅周辺の整備を推進します。
- 鉄道を利用する住民や観光客の利便性向上に向け、JR赤穂線、山陽本線の輸送力の維持確保など関係機関に働きかけます。
- 障がい者など交通弱者の移動手段を確保し、利便性を高めるため、路線バスとコミュニティバスは相互に補完しながら運行します。
- 市内循環バス「ゆらのすけ」をはじめ、東備西播定住自立圏圏域バス「ていじゅうろう」による都市間バス、有年地区のデマンドタクシー「うね・のり愛号」など、地域の実情に合った交通体系を整備します。

(3) 道路の配置・整備方針

①幹線道路の配置

ア 主要幹線道路

主要幹線道路は、幹線道路の中でも特に高い走行機能と交通処理機能を有する道路であり、西播磨地域内の拠点間や他地域を連絡し、自動車専用道路と連携して広域的な交通を処理する役割を担っています。

国道2号、国道250号、および主要地方道坂越御崎加里屋線、一般県道赤穂港線などを主要幹線道路として位置づけます。

イ 幹線道路

幹線道路は、市内の各地域または主要な施設相互間の交通を集約して処理する道路で、都市および市街地の骨格を形成する役割を担います。

市域南北を結ぶ国道373号、主要地方道赤穂佐伯線、一般県道高雄有年横尾線、周世尾崎線、大津西有年線などと、臨海部の景勝地を連絡する一般県道壺根坂越線を幹線道路として位置づけます。また、市街化区域内においては、都市計画道路も幹線道路に位置づけ、通過交通の適切な誘導、災害時における避難、救援などの防災機能の確保と良好な市街地を形成する観点から、土地利用に応じ適正に配置します。

②幹線道路の整備

ア 主要幹線道路

- 国道2号については、JR有年駅周辺における拠点地区の形成を促進し、また西播磨地域内の拠点間や他地域との連携を強化するため、4車線化の整備を促進します。
- 国道250号については、高取峠のトンネル化および交通安全対策を関係機関に要望します。

イ 幹線道路

- 都市計画道路赤穂大橋線、唐船線、塩屋野中線、野中浜市線、有年駅北線、有年駅南線の整備を進めます。
- 都市計画道路塩屋野中線などのバリアフリー化を推進します。
- JR有年駅においては、利便性を向上させるため、駅前広場の整備を推進します。
- 長期間未整備の都市計画道路について、優先順位を踏まえて整備するとともに、土地利用の方向性や将来の需要などを考慮し、当初の必要性が低下した路線については、必要に応じて計画を見直します。

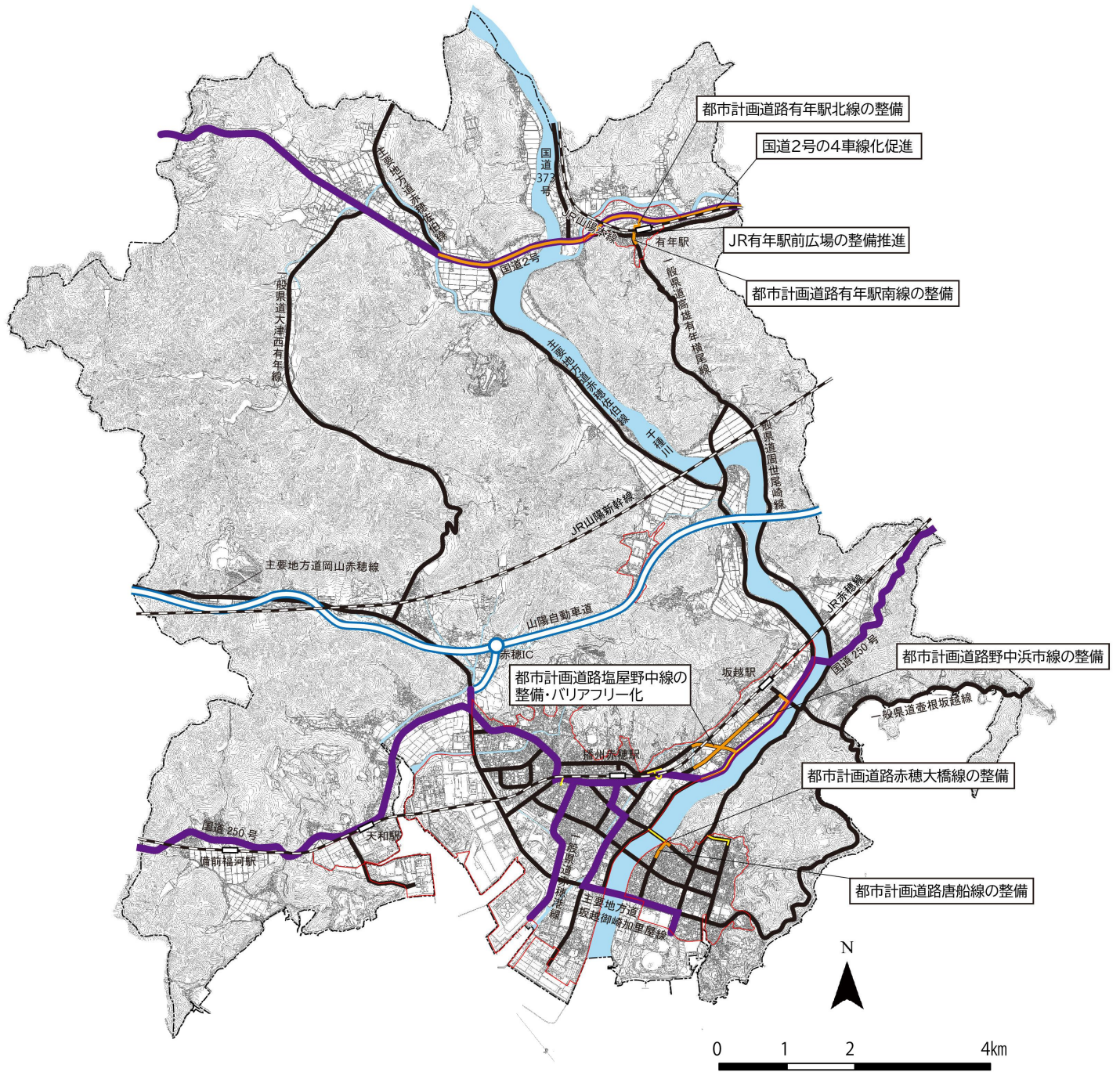
③その他の道路などの整備

- 生活道路については、密集市街地内の狭隘な道路の拡幅整備を推進するほか、高齢者、障がい者などに配慮した人にやさしいネットワークを形成します。
- 市民が安心、安全で快適に利用できる遊歩道などの維持管理や、自転車活用空間の整備促進に努めます。
- 鉄道駅周辺における自動二輪車を含む路上駐車、放置自動車の対策などに対する既存駐車場の有効活用や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を進めます。

④道路の維持管理

- 通学路での防護柵や路面標示などにより、交通安全対策を推進します。
- 落石防止柵などの設置、更新により、防災対策を推進します。
- 街路樹管理や道路除草などにより、道路環境対策を推進します。

交通ネットワークの配置方針



【凡 例】

- | | | | | | |
|--|---------|--|-------------|--|-------|
| | 自動車専用道路 | | 事業中(都市計画道路) | | 鉄道 |
| | 主要幹線道路 | | 未整備(都市計画道路) | | 市街化区域 |
| | 幹線道路 | | | | 行政界 |

4-3 水とみどりの方針

(1) 基本的な考え方

豊かな自然環境や清流千種川の水源保護や生物多様性の観点から生物の生息地となるみどりを保全します。また、歴史的風土を保全しつつ、快適な生活環境を創出するため、身近なみどりである街路樹や公園施設などの適切な維持管理に努めます。

本市固有の自然、歴史、文化の活用や、ニーズに応じた効果的な整備を推進し、みどりの豊かさを市民が実感できる都市づくりを進めます。

(2) 水とみどりの配置方針

①水とみどりのライン

清流千種川を水とみどりのラインとして位置づけます。水とみどりのラインは、みどりの拠点である赤穂ふれあいの森と県立赤穂海浜公園を結ぶみどりのネットワークの骨格としての役割を担います。

②みどりの拠点

県立赤穂海浜公園、赤穂ふれあいの森、赤穂城南緑地、赤穂ピクニック公園、あこう河鹿の森をみどりの拠点として位置づけます。みどりの拠点は、本市の公園緑地の中心的な役割を担うため、適正な維持管理を行うとともに、赤穂城跡公園の一部未開設区域を整備します。

③みどりのネットワーク

2030赤穂市総合計画で位置づけられている広域交流ライン（国道2号、国道250号、国道373号）、産業交流ライン（都市計画道路新田坂越線）、生活文化交流ライン（一般県道大津西有年線）、観光交流ライン（主要地方道坂越御崎加里屋線、一般県道壺根坂越線）は、緑のサブ拠点などの公園、緑地を結ぶみどりのネットワークとして位置づけ、みどりを保全します。

④緑地の保全エリア

ア 山なみ保全エリア、臨海丘陵地・海岸保全エリア

美しい自然景観を形成し、都市の骨格となっている北部および西部の山なみや臨海部の丘陵、海岸を山なみ保全エリア、臨海丘陵地、海岸保全エリアとして位置づけ、自然環境を保全します。

イ 農地保全エリア

千種川沿いや西部の農地が広がる区域を農地保全エリアとして位置づけ、優良農地を保全します。

ウ 工業緑地保全エリア

臨海工業地、赤穂清水工業団地を工業緑地保全エリアとして位置づけ、既存工場内の緑地環境を保全します。

エ 既成市街地緑化推進エリア

市街化区域内を既成市街地緑化推進エリアとして位置づけ、身近な公園や街路樹などの計画的な整備とあわせて、民有地の緑化を促進し、みどり豊かな市街地を形成します。

【中心市街地】

JR播州赤穂駅から赤穂城跡公園に至る中心市街地においては、赤穂義士ゆかりの遺跡や寺社などの歴史文化的遺産が点在する落ち着いた空間において、“赤穂らしさ”を演出するみどりの都市づくりを推進します。

【密集市街地】

密集市街地においては、その改善に向けた地域住民によるまちづくりの取組と連携しながら、防災性の向上に資するみどりの都市づくりを推進します。

⑤風致地区

風致地区では、美しい自然景観を維持するために無秩序な開発行為を制限します。

(3) 公園・緑地の整備方針

①身近な公園(街区公園・近隣公園)

- 市民の日常的な交流の場や遊びの場となる街区公園については、特に土地区画整理事業地内において、今後の宅地化の状況などに応じて計画的に整備を進めます。
- 身近な公園の整備に当たっては、市民の参画のもとに整備や管理運営に取り組みます。

②大規模な公園(総合公園・広域公園・緑地)

- 本市のシンボルである赤穂城跡公園は、観光客が来訪する歴史、文化的スポットであることから、赤穂城跡公園の未整備区域を整備し、義士のまちのシンボルとして歴史文化的遺産を保全・復元し、史跡を活用した市民が誇れる場所づくりに取り組みます。
- 県立赤穂海浜公園の充実に向けて県と連携、協力します。
- 千種川河川敷緑地は、千種川の豊かな自然環境を生かし、市民の緑地へのニーズの高まりにも対応するため、適切な維持管理に取り組みます。

③公園施設

- 既設公園のうち老朽化により改良を必要とする公園については、市民ニーズに応じた遊具を計画的に更新します。また、公園施設を適正に維持管理します。

4-4 生活環境の方針

(1) 基本的な考え方

衛生的で快適な市民生活を確保するとともに、公共用水域の水質を保全し、生活排水処理施設（下水道など）の計画的な更新と長寿命化や耐震化により適切に維持管理します。また、気候変動への対応や環境問題への意識の高まりを踏まえ、省エネルギー化や資源の再利用、再生可能エネルギーの導入など、脱炭素社会の実現、資源循環型社会の構築に向けた取組を進めます。

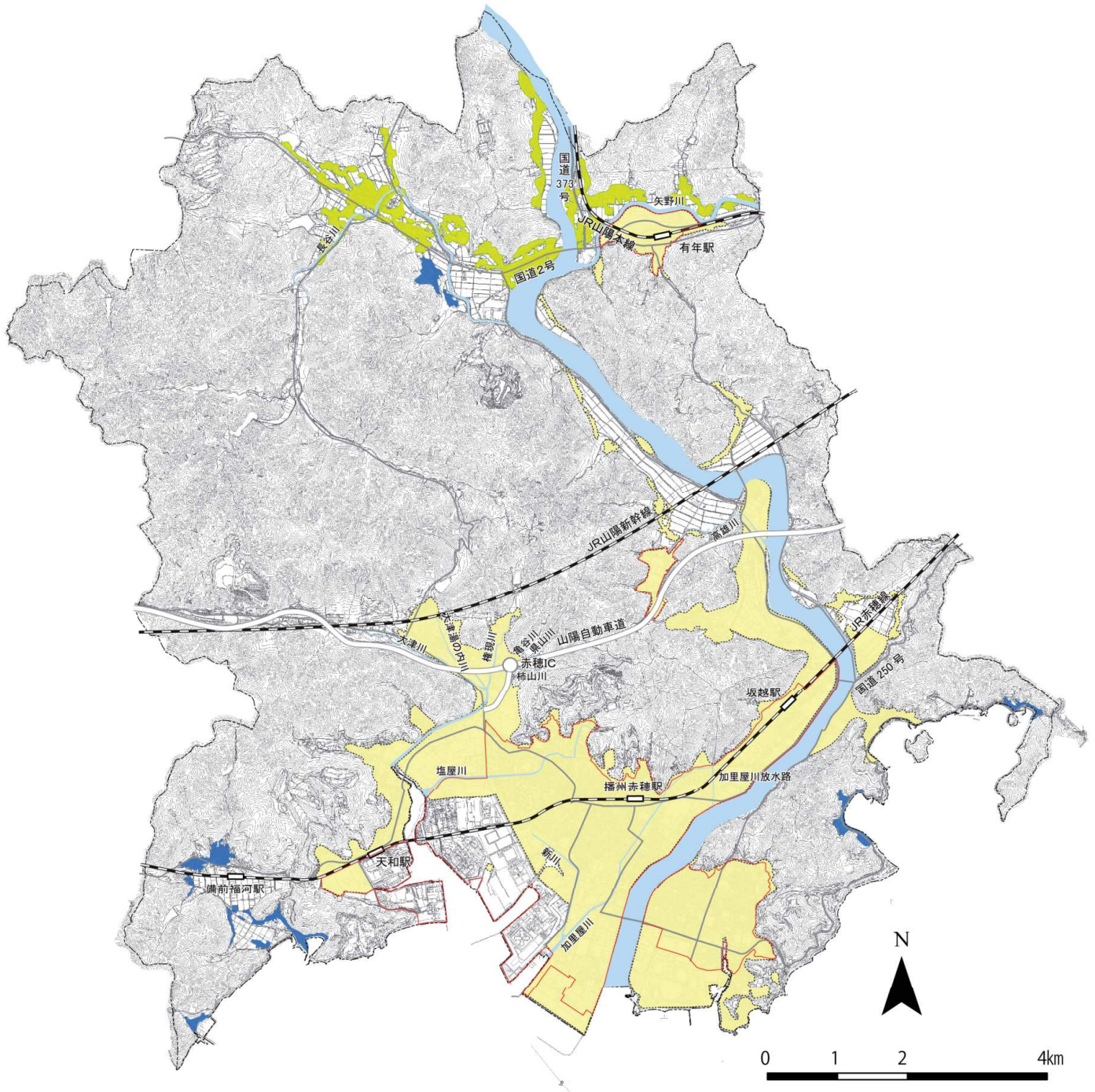
(2) 生活排水処理施設の整備方針





- 生活排水処理の人口普及率は99.5%（2022年（令和4年）3月31日現在）と衛生的で快適な市民生活が確保されています。今後も土地区画整理事業が施行中の区域などにおいて、市街化の進展状況を踏まえつつ、污水管を整備します。
- 下水道施設については、計画的な改築、更新や耐震化により、効率的に維持管理します。また、新たな下水処理技術を導入します。
- 公共下水道事業区域または農業集落排水事業区域を除く区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援します。

(3) その他施設の整備方針

- 設備更新時に省エネ設備の導入検討を進めるなど、脱炭素社会の実現に向け取組めます。
- 赤穂市美化センターの長寿命化とともに、資源の再利用など持続可能な循環型社会の構築に取り組めます。

■生活排水処理施設の整備方針



【凡 例】			
	公共下水道処理区域(一部特環含む)		自動車専用道路
	特定環境保全公共下水道処理区域		主要幹線道路等
	農業集落排水処理区域		鉄道
			行政界・都市計画区域界
			市街化区域界

4-5 景観形成の方針

(1) 基本的な考え方

豊かな自然環境と歴史、文化との調和のとれた秩序ある都市づくりを推進するとともに、快適で美しい都市景観づくりを進めます。

①良好な都市景観の形成

- 市民との協働により、うるおいのある良好な都市景観形成を推進します。特に、景観のすぐれた地区などについては、法や条例に基づき景観保全対策を推進します。
- 都市景観に関する啓発や情報提供などを行うとともに、景観アドバイザー制度を活用します。
- 県など関係機関と連携して景観施策を推進します。
- 屋外広告物を規制し、良好な景観の形成を推進します。

②歴史的景観・自然的景観の保全・形成

- 赤穂城跡と加里屋地区を一体とし、緑や歴史的景観の保全・形成に取り組みます。
- 坂越地区や加里屋地区、また、旧備前街道沿線の歴史的まちなみや建築物を保全・活用します。
- 御崎地区の瀬戸内海の美しい景観をはじめとする自然的景観や赤穂温泉、国の名勝田淵氏庭園、伊和都比売神社などの地域資源の保全・活用に取り組みます。
- 「赤穂市都市景観の形成に関する条例」に基づく市街地景観形成地区などにおいては、市民との協働により都市景観の保全・形成を推進するため、景観助成を行います。
- 御崎地区について、特別指定区域（地域資源活用区域・複合型区域）による歴史的景観、自然的景観に配慮しながら地域資源を生かした土地利用を推進します。

(2) 景観構造ごとの景観形成に関する方針

全市的な景観を形成する上で骨格となる景観構造を「景観核など」「景観エリア」「景観ライン」の3つの要素に区分します。

①景観核など

景観核などは、本市の代表的なまちの顔となり、地域を象徴する景観拠点づくりを進めていくため設定するものです。義士遺跡が随所に点在する赤穂城跡周辺の中心市街地、県立赤穂海浜公園を含む御崎周辺の景勝地、坂越の歴史的まちなみのほか、歴史的建造物とその周辺の自然が調和して形成されている歴史的風土が挙げられます。

名称	景観形成の方針
景観核	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区の自然性、文化性、歴史性を最大限に活かした特徴のある景観を整備します。 ■ 景観形成上優れた歴史的風土や自然環境を保っている地区や、重要な建築物とその周辺環境を保存整備するとともに、活用に取り組みます。
代表的眺望点・シティゲート	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区のランドマークとなる樹木の保育と、代表的な本市の玄関口や眺望点の景観保全については、赤穂らしさの演出に配慮します。

②景観エリア

景観エリアは、地域別の景観形成を方向付けるために設定するものです。景観エリアごとに基本目標を設定し、これに基づいて良好な景観を形成します。

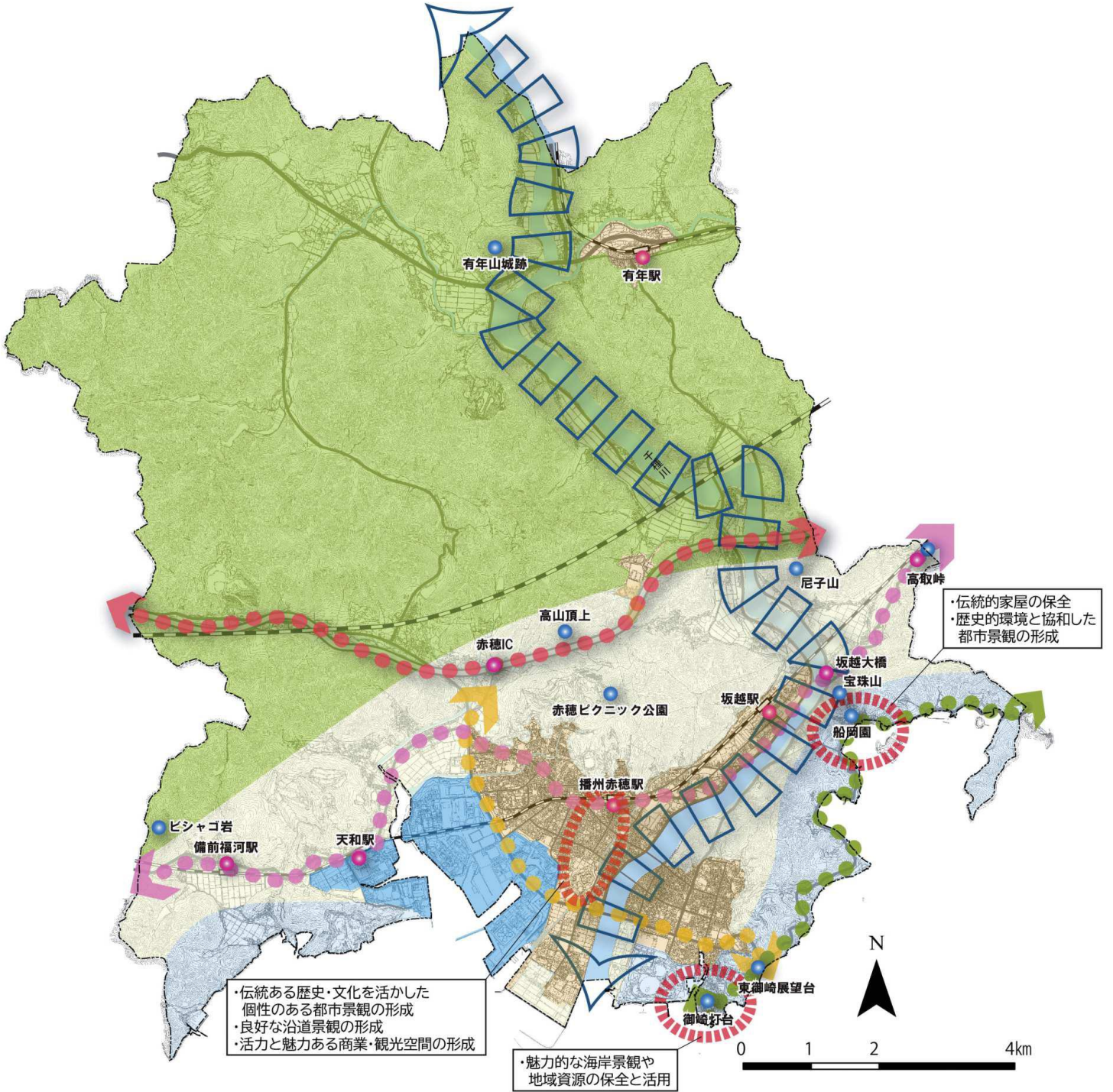
名称	景観形成の方針
田園山なみ 景観エリア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農地と山なみ、河川が調和した田園景観を保全します。 ■ 田園景観にとけ込んだ集落景観を育成します。 ■ 周囲の自然にとけ込んだ静かで落ち着いたある田園市街地を保全します。
市街地山なみ 景観エリア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市街地から見える山の緑と山なみを保全します。 ■ 市街地や瀬戸内海の島しょ景観などの眺望点を保全します。
市街地景観エリア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑に包まれた低層の落ち着いたある住宅地景観と、活気とにぎわいのある商業業務地景観を創出します。 ■ 赤穂城跡周辺は、義士遺跡、歴史的建造物、城下町の町割りなどの保全と歴史的環境を整備します。 ■ 市街地空間から背後の山なみや千種川堤防などの眺望を守り、自然が見える市街地景観を形成します。
工業地景観エリア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 活力ある都市の景観資源として大規模工場の環境を保全します。 ■ 工場の緑化や修景対策により周辺の市街地景観や田園景観が調和します。
海岸景観エリア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海と丘陵山地の一体化した海岸景観を保全します。 ■ 自然と観光施設などが調和した景観を創出します。

③景観ライン

景観ラインは、全市的な景観形成に関して、都市景観の骨格を明確にするために設定するものです。景観ラインごとに基本目標を設定し、これに基づいて良好な景観を形成します。

名称	景観形成の方針
千種川ライン	<ul style="list-style-type: none"> ■ ふるさとの清流とその背景をなす緑豊かな美しい山なみや山裾などの低層集落景観を保全します。 ■ 市民が親しく水辺に接することができる河川敷空間の整備や水質などの浄化を行います。 ■ 橋の上から眺める周囲の田園や山なみ景観などを保全します。 ■ 市街地から見える堤防法面などを修景します。 ■ 下流域の堤防道路からの市街地景観や市街地のスカイラインの整備により、瀬戸内海や市街地背後の山なみなどの眺望を保全します。
内陸高速道路ライン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沿道の山、谷、川、田園などの眺望を保全します。 ■ 山陽自動車道赤穂IC付近は、本市の玄関口にふさわしい案内板の設置などを行い、屋外広告物の設置を規制します。
市内横断道路ライン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 赤穂らしさ（自然と歴史）を感じさせる沿道景観を形成します。 ■ 峠、川沿い、田園風景、中心市街地などさまざまな沿道の土地利用に合わせ、景観に配慮した整備をします。
市街地・臨海道路ライン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 千種川以西の区間は、グリーンベルトと調和するよう工場施設や沿道空間を緑化修景します。 ■ 千種川以东の区間は、県立赤穂海浜公園へのアプローチ道路にふさわしい沿道の緑化と緑豊かな都市づくりを推進します。
御崎・坂越海岸道路ライン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑豊かな山なみが海辺に迫る自然景観と、波静かな瀬戸内の島しょ景観を保全します。 ■ 魅力ある地域資源を有している地区であるため、自然緑地の保護や眺望景観の保全に重点を置いた適正な開発行為を誘導しながら、地域資源を活用します。 ■ 沿道の眺望を阻害する要因の抑制と、海岸の清掃など環境美化対策を推進します。

■ 景観構造



【凡 例】		
● 景観核など	● 景観エリア	● 景観ライン
<ul style="list-style-type: none"> 景観核 代表的眺望点 シティゲート 	<ul style="list-style-type: none"> 田園山なみ景観エリア 市街地山なみ景観エリア 市街地景観エリア 工業地景観エリア 海岸景観エリア 	<ul style="list-style-type: none"> 千種川ライン 内陸高速道路ライン 市内横断道路ライン 市街地・臨海道路ライン 御崎・坂越海岸道路ライン

4-6 市街地整備の方針

(1) 基本的な考え方

持続可能な都市づくりを進めるため、JR播州赤穂駅周辺、JR有年駅周辺およびJR坂越駅周辺において居住や交流に必要な都市機能を誘導します。また、にぎわいの回復や、安心、安全に暮らせる環境の形成のため、空き家や空き地、空き店舗の適正な管理や利活用、建物の耐震化、土地区画整理事業による宅地化、地域の担い手づくりを推進します。山陽自動車道赤穂IC周辺など産業用地の可能性を有する地区については、民間活力による産業基盤の整備を検討します。

(2) 既成市街地の整備方針

- 中心市街地のにぎわいを回復するため、増加しつつある空き家や空き店舗の適正な管理や利活用を促進するとともに、空き地の利活用に向けた取組について検討します。また、安心、安全な市街地環境を形成するため、建物の耐震化や建替えを推進します。あわせて、地域の担い手が、地域の維持管理、運営に主体的に取り組み、地域の価値の向上や経済の活性化ができる支援体制を整えます。
- 兵庫県の「空家等活用促進特別区域」制度を活用し、空き家などを地方回帰の受皿として流通・活用することにより、移住、定住および交流の促進ならびに地域の活性化を推進します。
- 兵庫県の「ユニバーサル社会づくり推進地区」の指定を受けている加里屋地区をはじめ、中心市街地の道路や建築物、公共交通機関など、ハード面の環境整備にとどまらず、コミュニティの形成や心のバリアフリーを目指したソフト面での施策を展開し、誰もが生活のしやすい都市づくりを推進します。

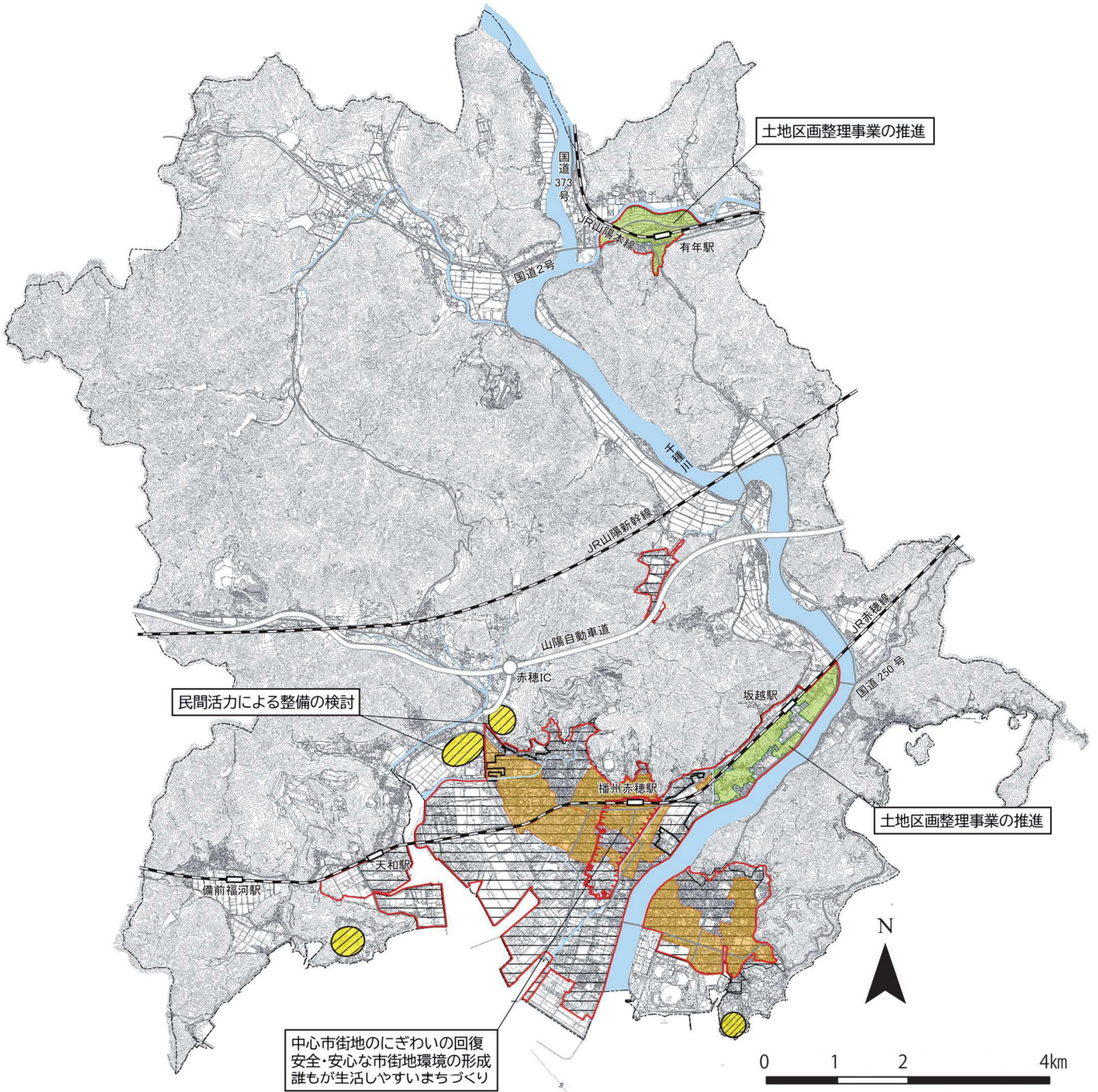
(3) 新市街地の整備方針

- JR有年駅周辺の有年地区、JR坂越駅周辺の野中・砂子地区において、土地区画整理事業により、区画道路や公園、下水道をはじめとする都市基盤施設の充実、少子高齢化に対応した生活機能の集積、防災性の向上、ユニバーサル社会に対応した都市づくりを推進します。
- 市街化区域のうち大規模な農地が残存する区域や土地利用が進んでいない区域については、地権者などの意向および土地需要の動向を踏まえた土地利用の検討結果に基づき、適切な事業手法や区域区分の見直しを含めた検討を行います。
- 市街化区域に隣接する市街化調整区域のうち、山陽自動車道赤穂IC周辺など立地優位性を有する地区については、民間活力による産業基盤の整備を検討します。

(4) 住宅地の整備方針

- 土地区画整理事業の施行区域など、生活道路や公園をはじめとする都市基盤が整備された良好な住宅地が形成されている区域または形成されつつある区域については、用途混在や敷地の細分化の防止、建築物の高低差による環境悪化の防止、敷地内緑化の推進など、地区の実情に応じたまちづくりルールの策定を促進し、良好な居住環境を維持します。

市街地整備の方針



【凡 例】			
●中心市街地	●新市街地	●土地利用検討エリア	○自動車専用道路
■既成市街地	■土地区画整理事業	■	— 主要な幹線道路
■	■完了		— 鉄道
■	■施工中		--- 行政界・都市計画区域界
			— 市街化区域界

4-7 防災の方針

(1) 基本的な考え方

南海トラフ地震などの大規模地震や、近年頻発、激甚化している台風や豪雨による風水害、土砂災害に備え、減災力の向上のため、防災インフラの整備や、密集市街地の改善など強靱な市街地の整備によるハード面の整備を進めます。また、地域防災力の向上や防災体制の充実などのソフト面の整備や、災害危険性のあるエリアを考慮した都市づくりを進めます。

(2) 防災拠点および緊急輸送路の整備方針

①防災拠点の整備

- 広域防災拠点に県立赤穂海浜公園、総合防災拠点に市役所、地域防災拠点に各公民館、コミュニティ防災拠点に各小・中学校などを位置づけ、災害時の避難、救援活動を円滑に行います。
- 防災拠点となる施設の大規模改修や営繕、修繕などの維持管理を適切に実施し、防災機能を強化します。

②緊急輸送路の整備

- 緊急輸送路に指定されている国道2号などについては、バイパス建設や道路の拡幅を促進するとともに、緊急輸送路から防災拠点に連絡する都市計画道路などの維持管理に努め、災害時の救助、救急、医療、消火活動を迅速に行うために必要な道路ネットワークを形成します。

(3) 災害に強く安心・安全な都市基盤整備の方針

①都市基盤の整備

- 公園、緑地をはじめとするオープンスペースは、災害時における延焼防止などの防災機能のほか、復旧、復興の拠点、救援物資の中継基地、一次避難場所などとして重要な役割を果たすため、公園、緑地を適正に保全管理します。
- 南海トラフ地震による津波被害のおそれのある地域においては、海岸施設などを適切に維持管理します。

②安全な市街地の確保

- 大規模な地震により大きな被害が想定される危険な密集市街地では、火災の発生とその延焼による被害が広範囲に及ぶことを防ぐため、建築物の不燃化、耐震化を促進するとともに、緊急車両が通行するための道路拡幅などの整備をします。
- 尾崎地区の旧集落については、道路拡幅などにより密集市街地を解消し、居住環境や防災性能の改善、快適な住環境を推進します。
- 倒壊など周囲に危険を及ぼすおそれのある空き家は、所有者への指導や除却の支援などにより解消に努めます。

(4) 自然災害などに対応するまちづくりの方針

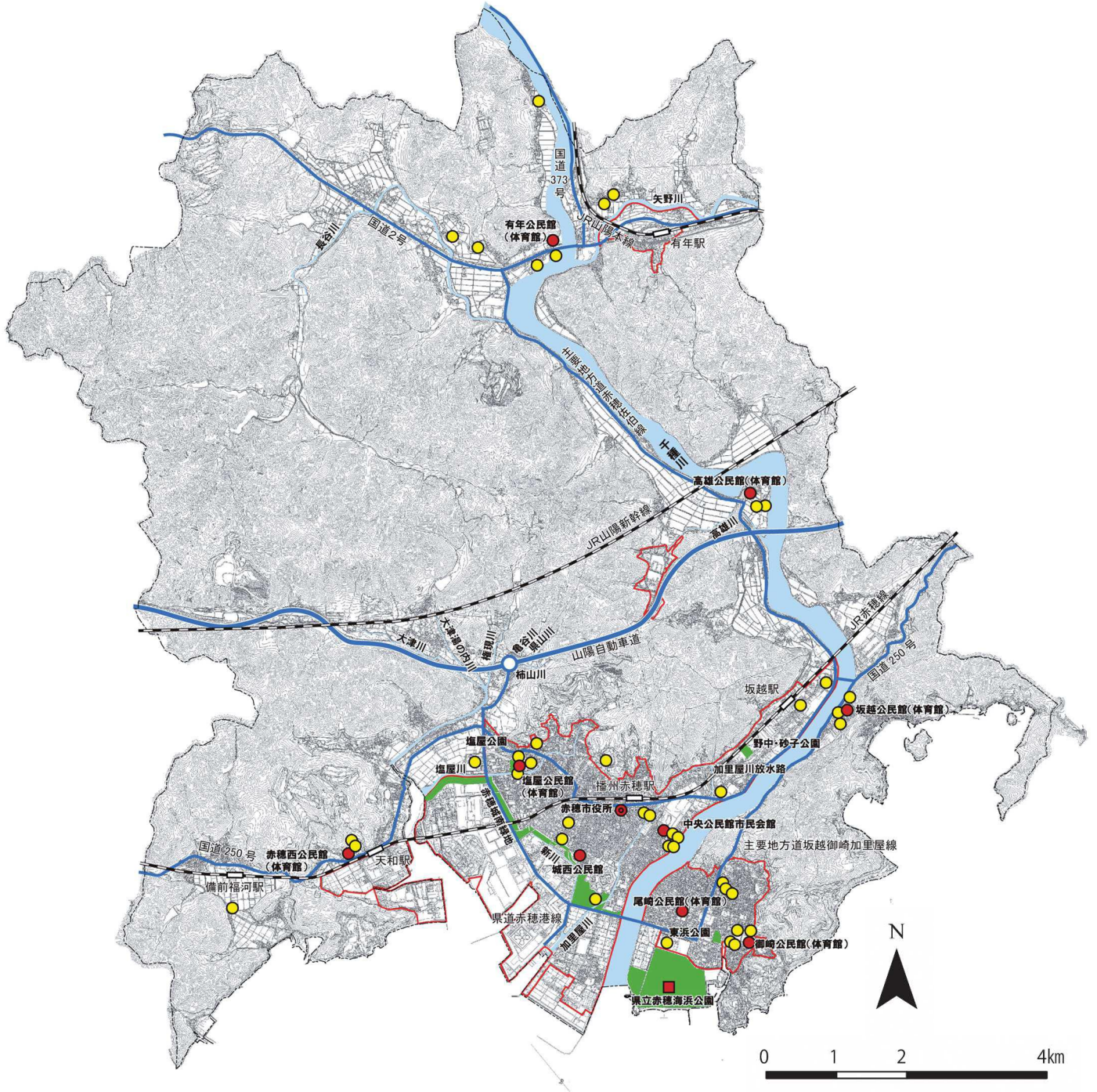
①自然災害の未然防止

- 局地的豪雨などによる浸水の発生を抑制し浸水による被害を軽減するため、河川や下水道の整備とあわせて、浸水被害が発生した場合でも被害を小さくする減災対策を組み合わせた流域治水を推進します。
- 関係機関との連携により、保水機能などの公的役割を担う森林を整備し、水源かん養と災害の未然防止のために、治山事業を促進します。
- 土砂災害への対策として、砂防事業の早期完了を関係機関に積極的に働きかけます。
- 災害を受けやすい地域における宅地利用を制限するなど、災害ハザードエリアなどを考慮した都市づくりを進めます。

②地域と連携した防災体制の強化

- 自然災害における緊急地震速報、津波警報などを市民に確実に伝達するため、防災行政無線の維持管理をはじめソーシャル・ネットワーキング・サービスによる情報伝達に努めます。
- 防災関連情報の提供により、防災意識を啓発するとともに、地域と連携し、防災体制の強化に取り組みます。

■防災の方針



【凡 例】	
<防災拠点>	
■ 広域防災拠点	— 防災上重要な道路(緊急輸送路)
● 総合防災拠点	■ 防災上重要な公園・緑地
● 地域防災拠点	鉄道
● ミニコミュニティ防災拠点	 市街化区域
	 行政界